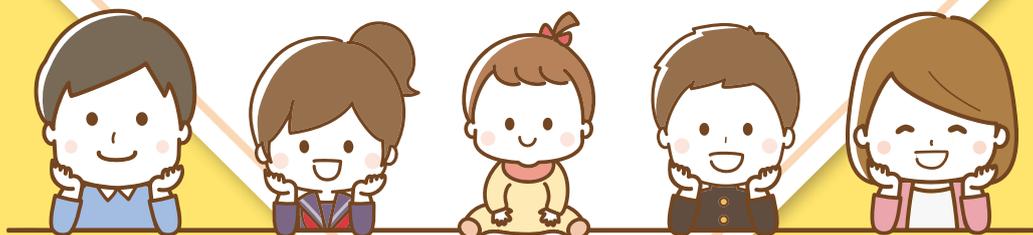


『未来へつなぐ こどもが笑顔で育つふるさと なとり』



名取市 こども計画



令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)



令和8年3月
名取市

はじめに

このたび本市では、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として、「名取市こども計画」を策定いたしました。

本計画は、国が掲げる「こどもまんなか社会」の理念を踏まえ、名取市に暮らす、すべてのこどもや若者が心身ともに健やかに成長でき、子育て家庭が安心してこどもを育てられる環境づくりを目指すものです。

今日、こどもや若者を取り巻く環境は大きく変化しています。少子化の進行、家庭や地域のつながりの希薄化、教育や子育てに関する負担の増大など、将来への不安を抱える家庭も少なくありません。一方で、多様な価値観の尊重や、誰もが自分らしく生きる社会づくりが求められる時代でもあります。

本市ではこれまでも、妊娠・出産期から乳幼児期、学齢期、青年期へと続く切れ目のない支援を推進してまいりました。今回策定した本計画では、これらの施策に高校生や若者世代の視点を加え、より幅広い年代のこども・若者への支援を引き続き推進してまいります。

本計画の策定にあたり、市民の皆さまにはアンケート調査等により、多様なご意見をお寄せいただきました。皆様よりお寄せいただいた声は、施策の方向性や支援の充実を図るため、計画に反映いたしました。心より感謝申し上げます。

今後とも、こどもまんなか社会の実現に向け、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月



名取市長 山田 司郎

こども計画における各年齢や成長時期の表記について

		学童期	思春期		成人期	
乳幼児	未就学児	小学生	中学生	高校生	専門学生、大学生、就労者	
		学齢期			18～29 歳	30～39 歳
					青年期	ポスト青年期

「こども」及び「子ども」の表記について

令和4年（2022年）に成立・公布された「こども基本法」において「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しており、こども家庭庁では平仮名表記の「こども」の使用を推奨しております。

「子供」や「子ども」を「こども」とする判断基準について、国で整理した下記の内容を名取市こども計画でも活用しております。

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
 - ① 法令に根拠がある語を用いる場合
例：公職選挙法における「子供」
子ども・子育て支援法における「子ども」
 - ② 固有名詞を用いる場合
例：既存の予算事業名や組織名
 - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合
例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル
(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」
(令和4年（2022年）6月7日閣議決定))

〔目 次〕

第1章	こども計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨・背景	1
第2章	こども・若者を取り巻く現状と課題	7
1	名取市におけるこども・若者や子育て家庭の現況	7
2	若者へのアンケート調査	23
3	こども・若者の現況と主要課題の整理	39
第3章	これから目指す計画	41
1	基本理念	41
2	基本目標	42
3	施策の体系	44
第4章	施策の展開	45
基本目標1	地域における子育て支援	45
施策の方向1	地域における子育て支援の充実 重点施策	45
施策の方向2	幼児教育・保育事業の充実 重点施策	46
施策の方向3	子育て支援のネットワークづくり	48
施策の方向4	こどもの健全育成 重点施策	49
基本目標2	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	51
施策の方向1	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 重点施策	51
施策の方向2	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	53
施策の方向3	「食育」の推進	53
施策の方向4	小児医療の充実	54
基本目標3	こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	55
施策の方向1	次代の親の育成	55
施策の方向2	こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	56
施策の方向3	家庭や地域の教育力の向上	57
施策の方向4	こどもを取り巻く有害環境対策の推進	58
基本目標4	子育てを支援する生活環境の整備	59
施策の方向1	安全・安心な生活環境の整備	59

基本目標5	職業生活と家庭生活との両立支援	60
施策の方向1	職業生活と家庭生活の両立の推進	60
基本目標6	こども等の安全の確保	61
施策の方向1	こどもの交通安全を確保するための活動の推進	61
施策の方向2	こどもを犯罪等から守るための活動の推進	61
施策の方向3	被害に遭ったこどもの保護	62
基本目標7	困難を有するこどもやその家族への支援	63
施策の方向1	児童虐待防止対策の充実	63
施策の方向2	ひとり親家庭の自立支援の推進	64
施策の方向3	障がい児施策の充実	64
施策の方向4	こどもの貧困対策の充実	66
基本目標8	こども・若者の自立と社会参加の促進	68
施策の方向1	こども・若者の意見表明と社会参画の推進	68
施策の方向2	青年期に向けたキャリア形成支援	69
施策の方向3	安心して生活・結婚できる環境支援	71
施策の方向4	こども・若者の支援体制の整備	72
施策の方向5	若者の健康支援の充実	73
第5章	子ども・子育て支援の事業展開	75
第6章	計画の推進に向けて	79
1	各主体の役割	79
2	計画の推進について	81
3	計画の達成状況及び評価について	82
資 料 編		83
資料1	策定経過	83
資料2	名取市子ども・子育て会議条例	84
資料3	名取市子ども・子育て会議委員名簿	85

第1章

こども計画の策定にあたって

第 1 章 こども計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

1 計画策定の趣旨

名取市では、これまで妊娠期から就学前、学齢期、思春期に至るまで、それぞれの成長段階に合わせたきめ細やかな支援を行い、未来を担うこどもたちの成長を支えてきました。しかし一方で、経済的な不安定さや教育費・子育て費用の負担、社会環境の変化等により、子育ての困難さが増す中で、孤立感や心理的負担を抱える世帯も少なくなく、こどもや若者が将来に希望を持ちにくい状況がみられています。

こうした中、国においては令和 5 年（2023 年）4 月に「こども基本法」が施行され、同年 12 月には「こども大綱」が定められました。これは、こどもにとって最善の利益を第一に考え、社会全体でこどもを支える「こどもまんなか社会」の実現を目指すものです。若い世代が結婚や出産の希望をかなえ、安心して子育てができる社会づくり、そしてこどもが笑顔で暮らせる社会づくりに向け、国全体での取組が進められています。

名取市においても、こうした動きを踏まえ、妊娠・出産・子育てに切れ目のない支援をさらに充実させ、こどもが将来に希望を持って健やかに成長できる環境を整えるため、基本理念を「未来へつなぐ こどもが笑顔で育つふるさと なとり」と定め、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までを計画期間とする「第 3 期名取市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画では、これまでの「次世代育成支援行動計画」を継承するとともに、「子どもの貧困対策推進計画」を包含し、妊娠期からの切れ目のない相談支援体制の充実や、多様な体験や交流を通じたこどもの成長環境づくりを目指しています。

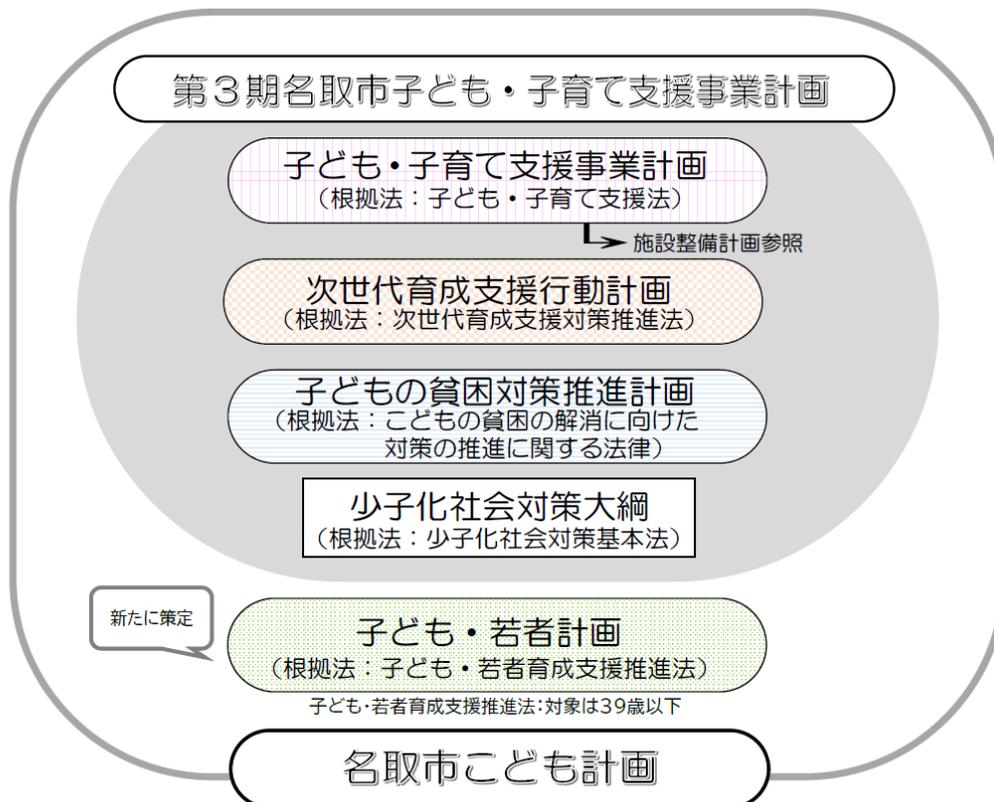
新たに策定する「名取市こども計画」では、「子ども・若者計画」の取組内容に加え、「第 3 期名取市子ども・子育て支援事業計画」と相互に参照しながら、すべてのこどもや若者が幸せに暮らせる社会の実現を目指し、妊娠期から乳幼児期、学齢期、青年期へとつながる各ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、こどもと子育てに関わる多様な支援を一層推進します。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の「市町村こども計画」として位置づけ、こども大綱及び宮城県の「みやぎこども幸福計画」を踏まえて策定する計画です。

本市において策定済みの子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に定める「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」を含む）と併せて、子ども・若者育成支援推進法第9条に定める「子ども・若者計画」に係る施策を新たに加えた計画を策定し、両計画を市町村版こども計画として位置づけます。

各計画の位置づけ

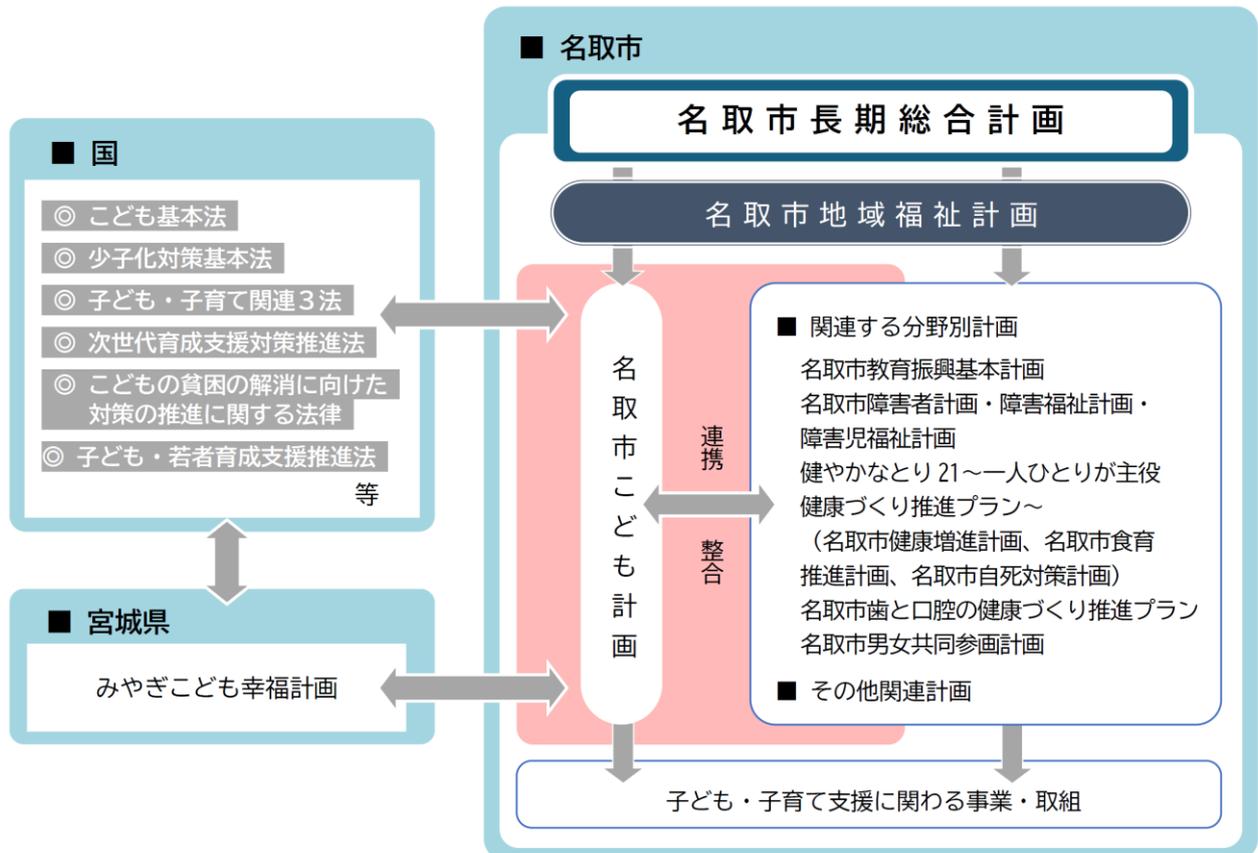


3 関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、市の最上位計画である「名取市第六次長期総合計画」及び上位計画である「名取市地域福祉計画」の方針と整合性を図りつつ、横のつながりも強化していけるよう推進します。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の方向性を踏まえた取組を推進します。

関連計画との関係



【持続可能な開発目標（SDGs）の方向性を踏まえた取組の推進について】

SDGs（エス・ディー・ジーズ）【持続可能な開発目標】とは、平成22年（2010年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。持続可能な世界を実現するため17の目標、169のターゲットから構成されています。

本市の最上位計画である「名取市第六次長期総合計画」においても、まちづくりの方向性にSDGsを踏まえた取組を展開しており、本計画を推進することによって、SDGsが定める17の目標の達成に貢献することになります。

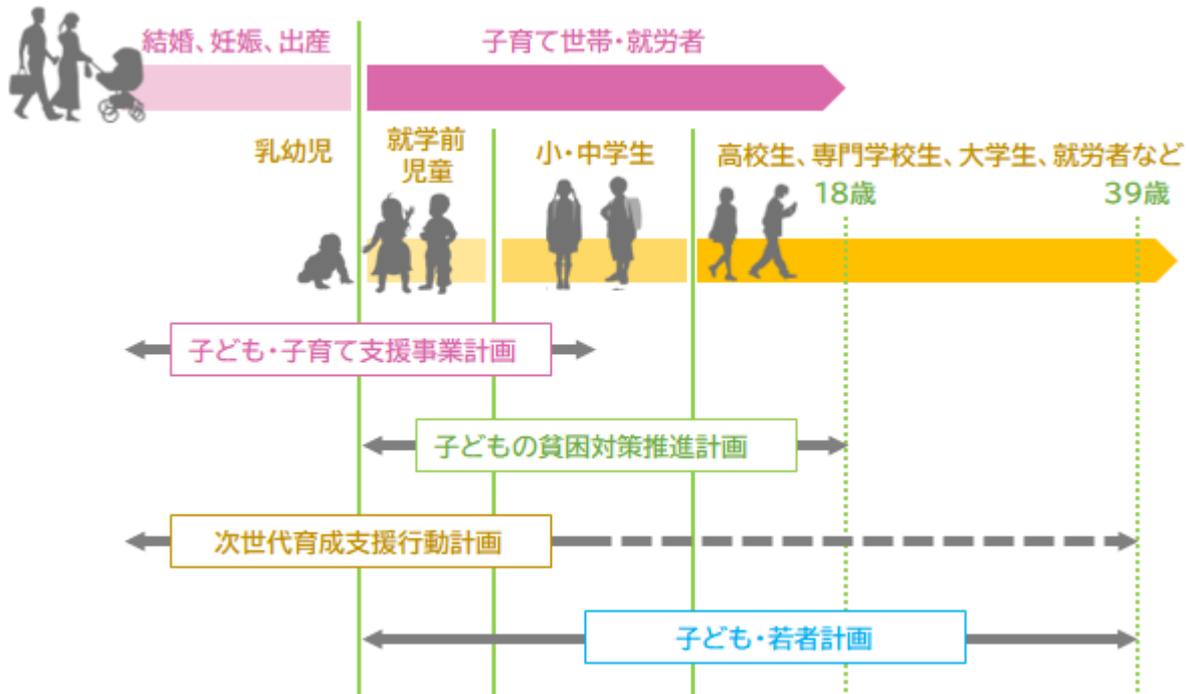
4 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。
また、法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

計画期間												
	令和5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030)	13年度 (2031)	14年度 (2032)	15年度 (2033)	
子ども・子育て支援事業計画	第2期		第3期子ども・子育て支援事業計画					第2期こども計画				
次世代育成支援行動計画	第2期		第3期子ども・子育て支援事業計画					第2期こども計画				
子どもの貧困対策推進計画			第1期こども計画					第2期こども計画				
子ども・若者計画			第1期こども計画					第2期こども計画				

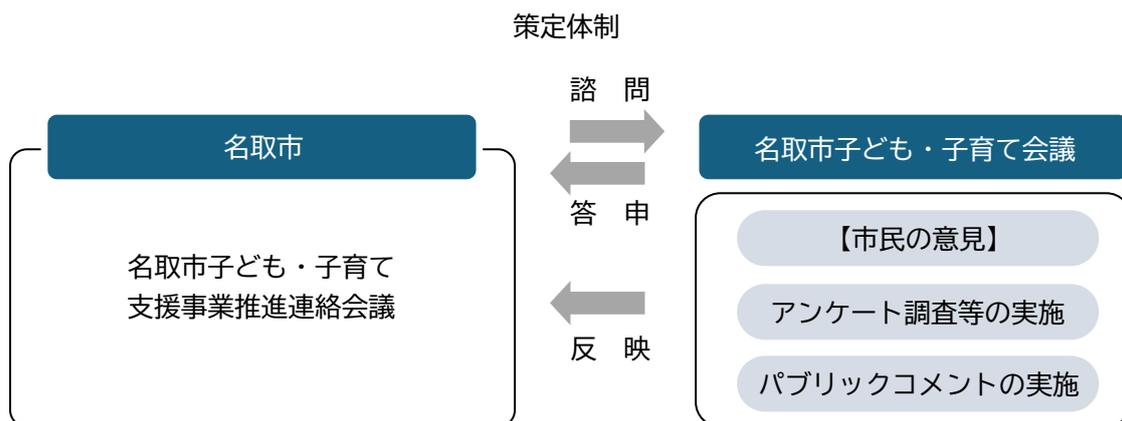
なお、各計画の関連するライフステージによる取組を踏まえ、実態に即した子育て支援をはじめ、「こどもまんなか社会」の実現に向けた切れ目のない支援となるよう、各種施策を推進します。

(参考) ライフステージによる各計画の対象



5 策定体制

計画の策定にあたっては、無作為に抽出しました 15 歳から 39 歳までの市民へのアンケートのほか、市民、こどもの保護者、関係団体等からなる「名取市子ども・子育て会議」（名取市子ども・子育て会議条例による設置）及び庁内に「名取市子ども・子育て支援事業推進連絡会議」（委員長：副市長）を設置し、意見の集約、協議、検討を行いました。



さらに幅広く市民の方よりご意見をいただくため、令和 7 年（2025 年）12 月に本計画の素案を本市ホームページや担当課の窓口等で公開し、パブリックコメント（市民からの意見の募集）を行い、意見把握に努めました。





第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

1 名取市におけるこども・若者や子育て家庭の現況

名取市におけるこども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況については、第3期名取市子ども・子育て支援事業計画における現況把握を基に40歳未満の子育て世代や15歳から39歳までの若者世代を対象としたアンケートの結果を踏まえて整理します。

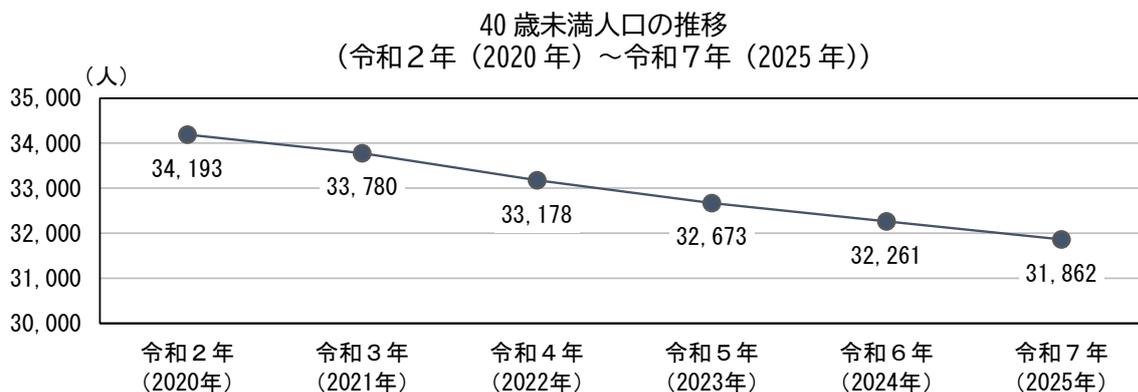
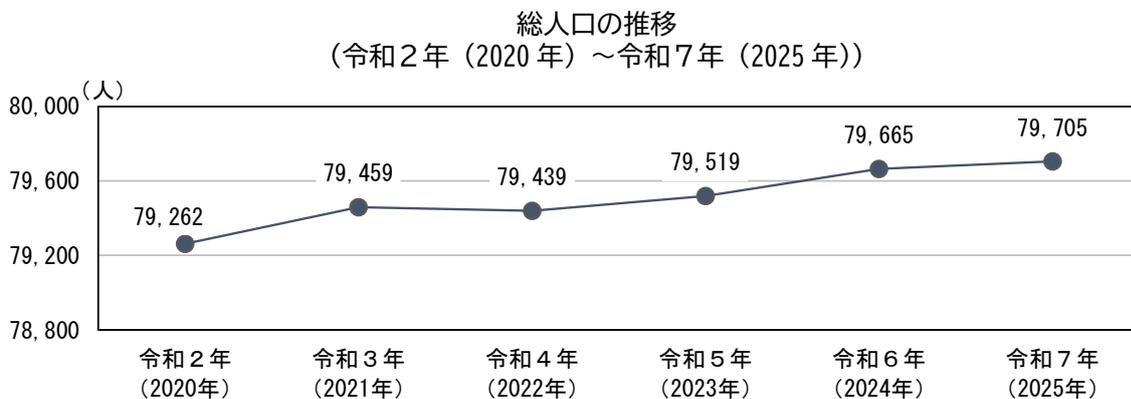
1 人口の動向

(1) 総人口及び年齢別の状況

① 総人口・40歳未満の人口推移

本市の人口は、増加傾向で推移しており、令和7年（2025年）3月31日時点の総人口は79,705人となっています。

一方で、40歳未満の人口は減少傾向で推移しており、令和7年（2025年）3月31日時点の総人口は31,862人となっています。



資料 住民基本台帳（各年3月31日現在）

② 年齢別の人口構成・推移

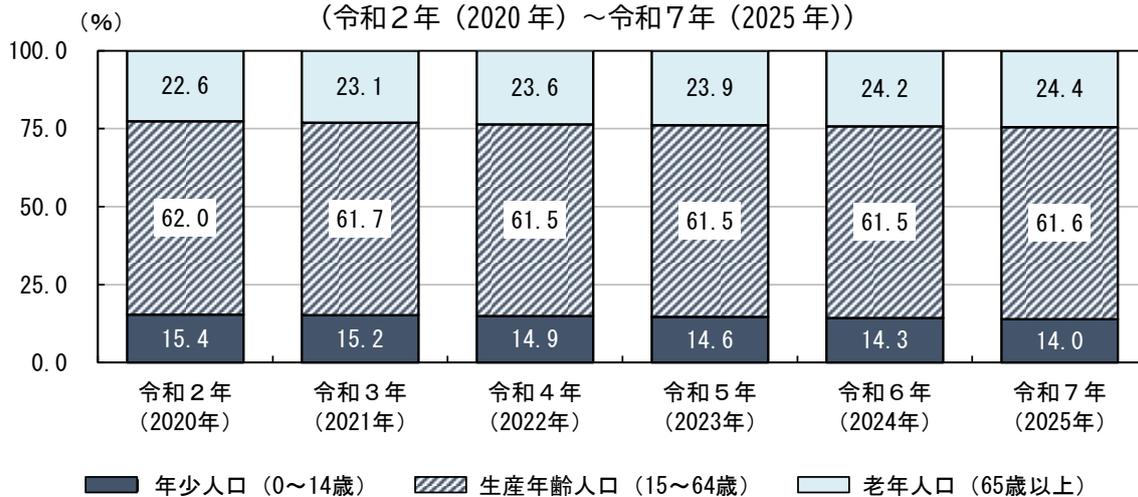
年齢3区分別の人口推移をみると、令和7年（2025年）の年少人口は11,135人に減少、総人口の1割強を占める一方で、老年人口は19,507人に増加、総人口の約4人に1人が65歳以上となり、高齢化が進展しています。

また、生産年齢人口は増減を小幅に繰り返しながら総人口の約6割を維持しており、少子高齢化の影響を受けながらも、年少人口、老年人口を支える人口構造となっています。

年齢3区分人口推移
(令和2年(2020年)～令和7年(2025年))

区 分	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
総人口 (人)	79,262	79,459	79,439	79,519	79,665	79,705
年少人口 (0～14歳)	12,182	12,074	11,861	11,628	11,365	11,135
生産年齢人口 (15～64歳)	49,142	49,039	48,807	48,905	48,997	49,063
老年人口 (65歳以上)	17,938	18,346	18,771	18,986	19,303	19,507

年齢3区分人口比率の推移
(令和2年(2020年)～令和7年(2025年))



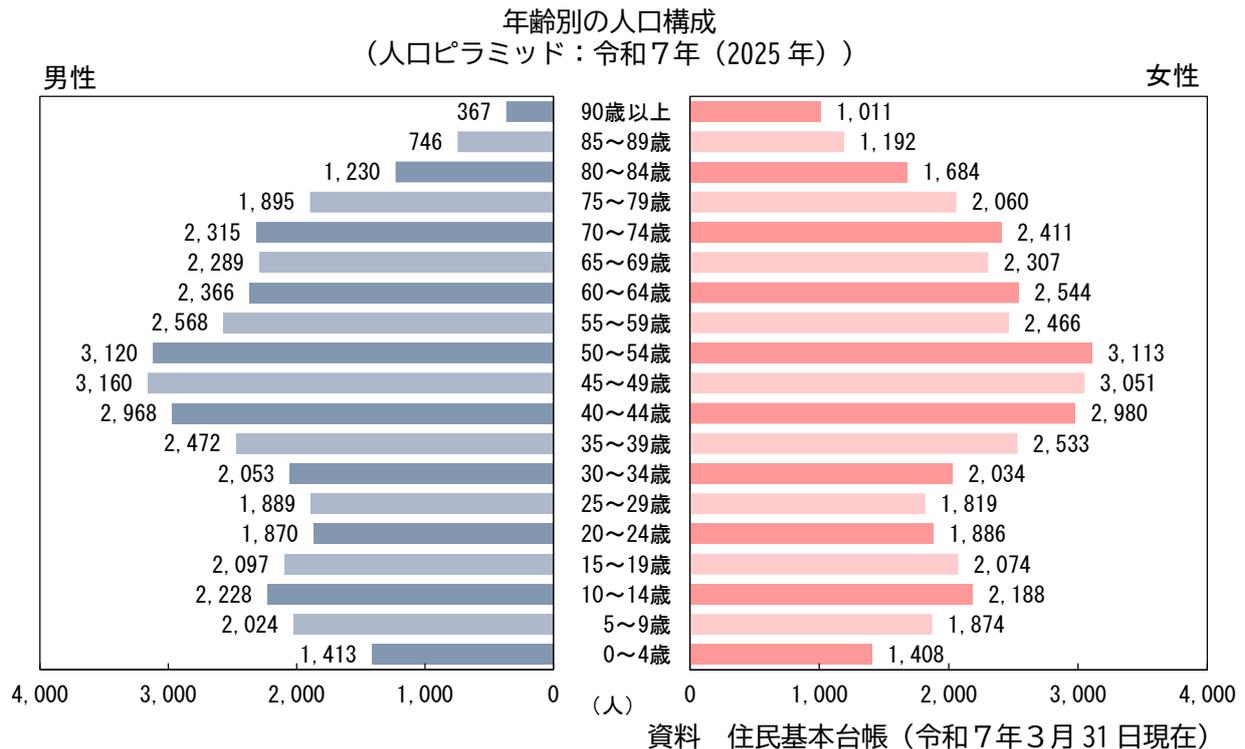
資料 住民基本台帳（各年3月31現在）

令和7年(2025年)3月31日時点の人口ピラミッドによる年齢別の人口は、男女ともに10歳未満及び15~29歳の人口が相対的に少なくなっています。

一方で30~59歳の人口が張り出し、人口構成の中心を形成しており、男性では45~49歳が3,160人、女性では50~54歳が3,113人と、それぞれ最も多くなっています。

また、65歳以上の高齢者人口は、年齢層が上がるにつれて人口は徐々に減少していますが、65歳から90歳以上にかけて幅広い年齢層にわたり分布しています。

これらの人口構成の特徴から、全体としては「つぼ型」の形状となっています。



※ つぼ型：

つぼ型の人口構成は少子高齢化の状況を表しており、出生率の低下で若年層が少なくなる一方で、高齢者が多く幅広い年齢にわたって存在することが特徴です。

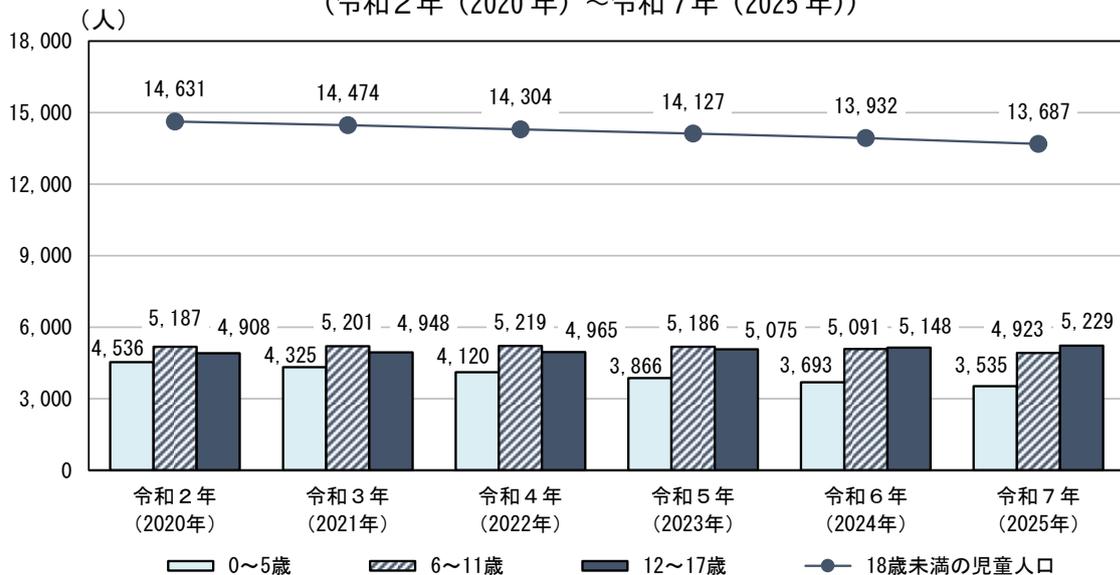
③ 18歳未満の児童人口の推移

18歳未満の児童人口は減少傾向にあり、0～5歳は令和2年(2020年)に4,536人でしたが、令和7年(2025年)には3,535人と1,001人減少、6～11歳は5,187人から4,923人と264人減少しています。

18歳未満の児童人口の推移
(令和2年(2020年)～令和7年(2025年))

区 分	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
18歳未満の児童人口 (人)	14,631	14,474	14,304	14,127	13,932	13,687
0～5歳	4,536	4,325	4,120	3,866	3,693	3,535
6～11歳	5,187	5,201	5,219	5,186	5,091	4,923
12～17歳	4,908	4,948	4,965	5,075	5,148	5,229

18歳未満の児童人口の推移
(令和2年(2020年)～令和7年(2025年))



資料 住民基本台帳(各年3月31現在)

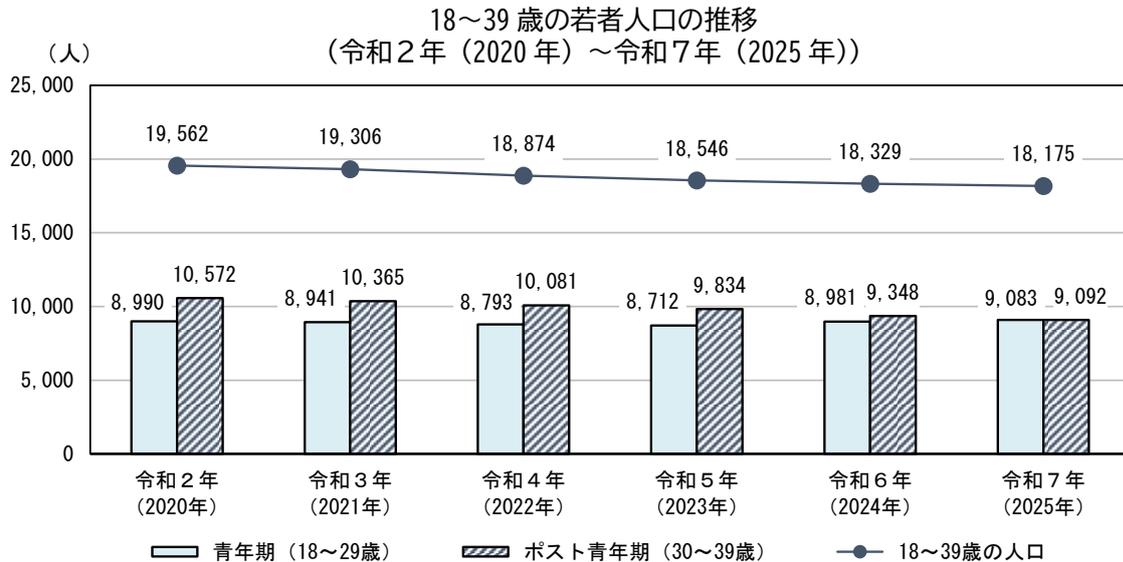
④ 18～39歳の若者人口の推移

青年期にあたる18～29歳は令和2年（2020年）に8,990人でしたが、令和7年（2025年）には9,083人と93人増加する一方でポスト青年期にあたる30～39歳は10,572人から9,092人と1,480人減少しており、18～39歳の若者の人口が減少しています。

18～39歳の若者人口の推移
(令和2年(2020年)～令和7年(2025年))

区 分	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
18～39歳の若者人口 (人)	19,562	19,306	18,874	18,546	18,329	18,175
青年期(18～29歳)	8,990	8,941	8,793	8,712	8,981	9,083
ポスト青年期(30～39歳)	10,572	10,365	10,081	9,834	9,348	9,092

資料 住民基本台帳（各年3月31日現在）



資料 住民基本台帳（各年3月31日現在）

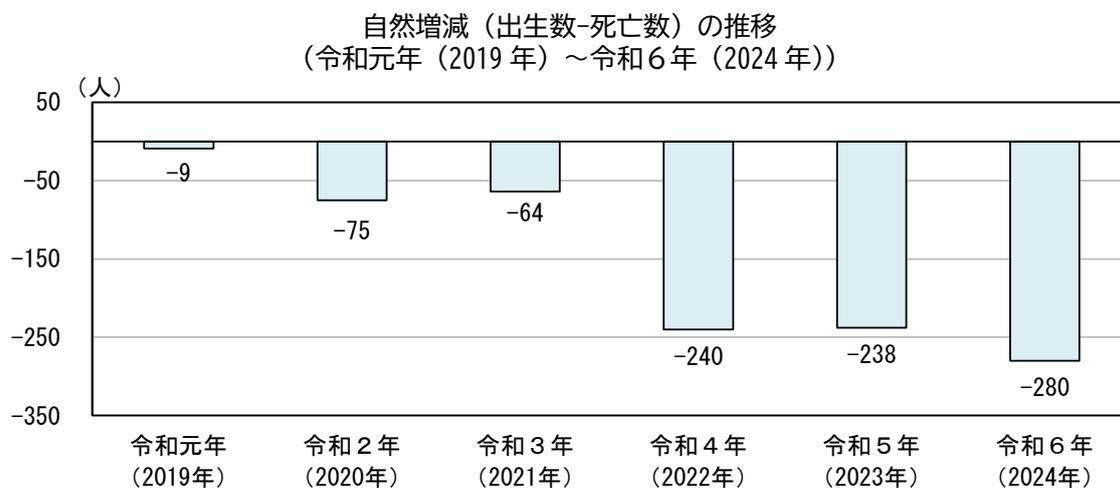
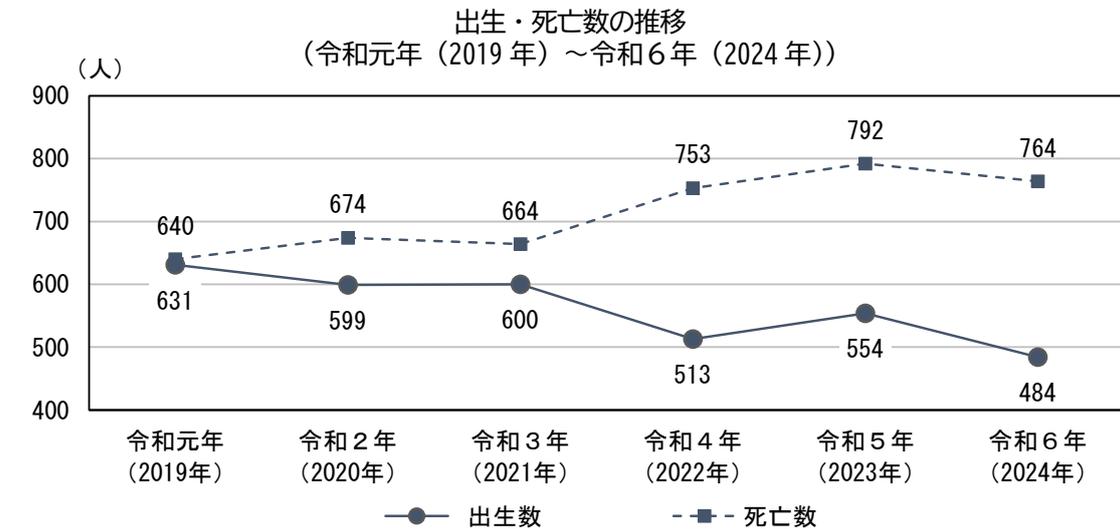
※ ポスト青年期：

青年期（一般的に18歳から30歳未満）を過ぎた後のライフステージを指し、おおむね40歳未満までの年代を含みます。この時期は、大学や専門教育を終えても職業や家庭形成への移行がスムーズにいかず、移行までに長期間を要する現象が顕著な社会的背景を持っています。

(2) 人口移動（自然・社会動態）

① 自然動態（出生・死亡）

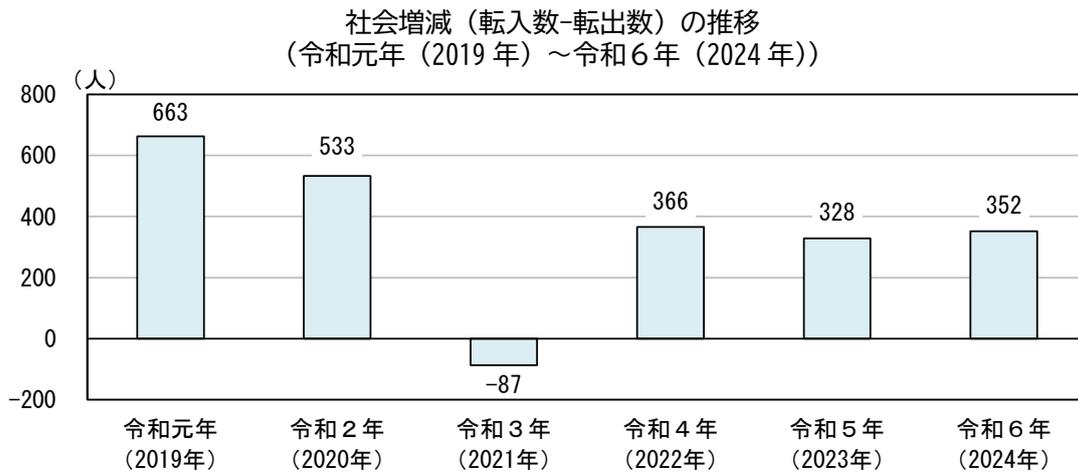
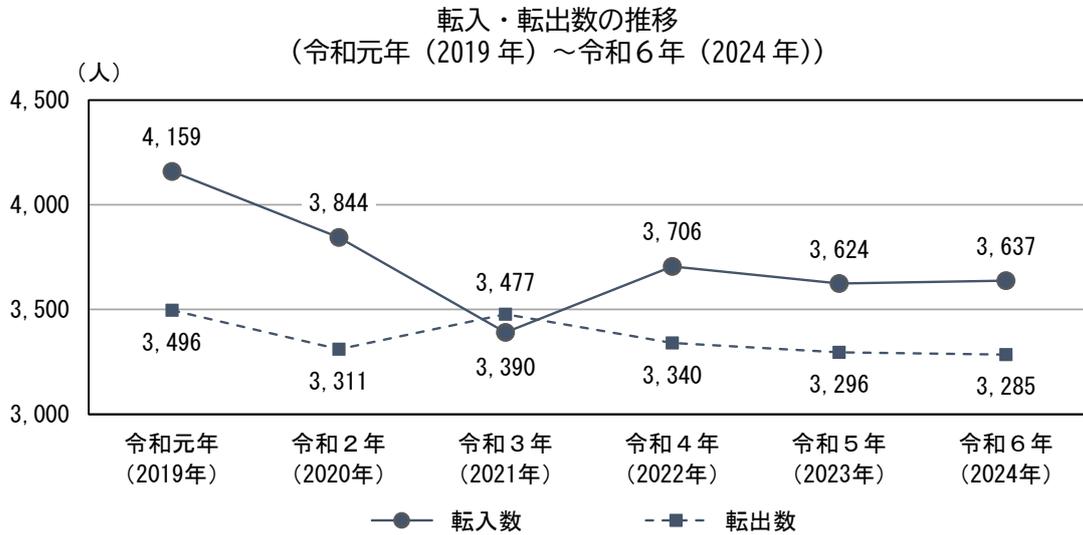
出生数は減少傾向にあり、令和6年（2024年）には484人と令和元年（2019年）以降初めての400人台となる一方、死亡数は増加傾向にあり、自然増減もマイナスが続いています。



資料 生活経済部市民課（各年12月31日現在）

② 社会動態（転入・転出）

転入数と転出数からなる社会動態では、転入数、転出数ともに増減を繰り返しながら推移していますが、おおむね転入数が転出数を上回っており、社会増となっています。

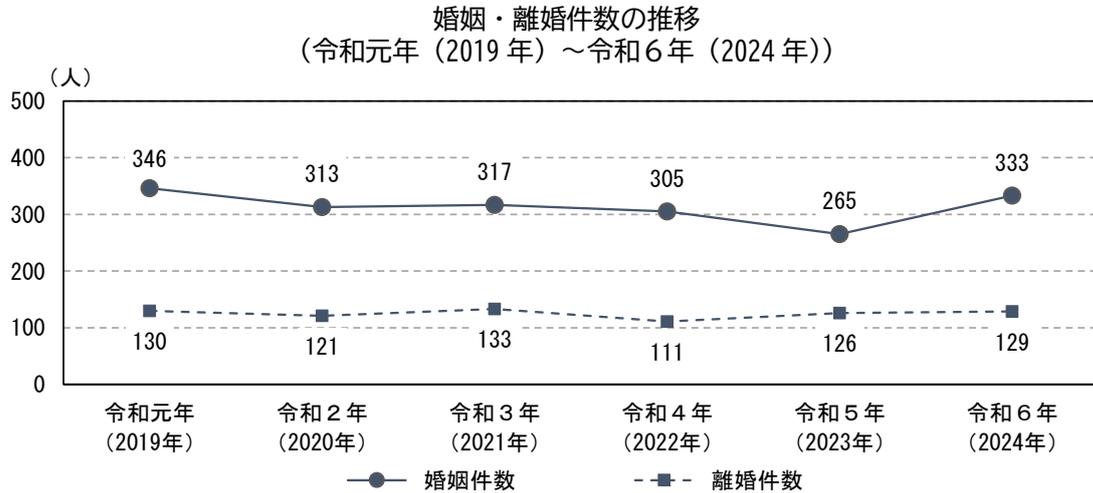


資料 生活経済部市民課（各年12月31日現在）

(3) 婚姻・離婚件数

婚姻件数は令和元年から令和5年（2023年）まで減少傾向にありましたが、令和6年（2024年）は333件に増加しています。

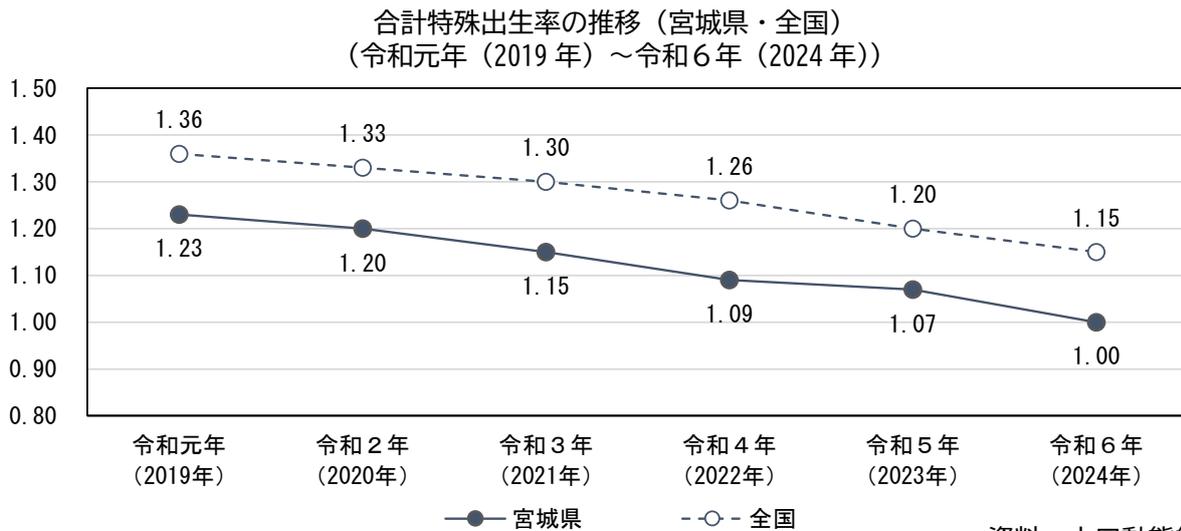
また、離婚件数はほぼ横ばいの状態で推移し、令和6年（2024年）は129件となっています。



資料 生活経済部市民課（各年12月31日現在）

(4) 合計特殊出生率の推移（宮城県・全国）

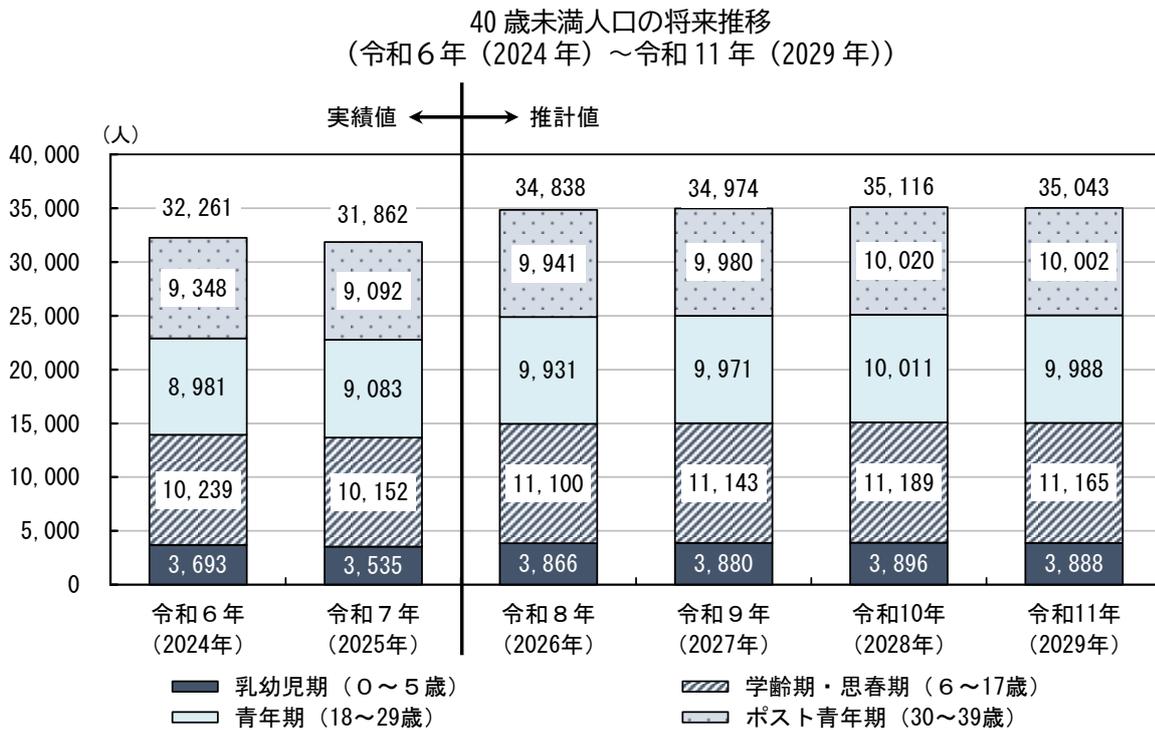
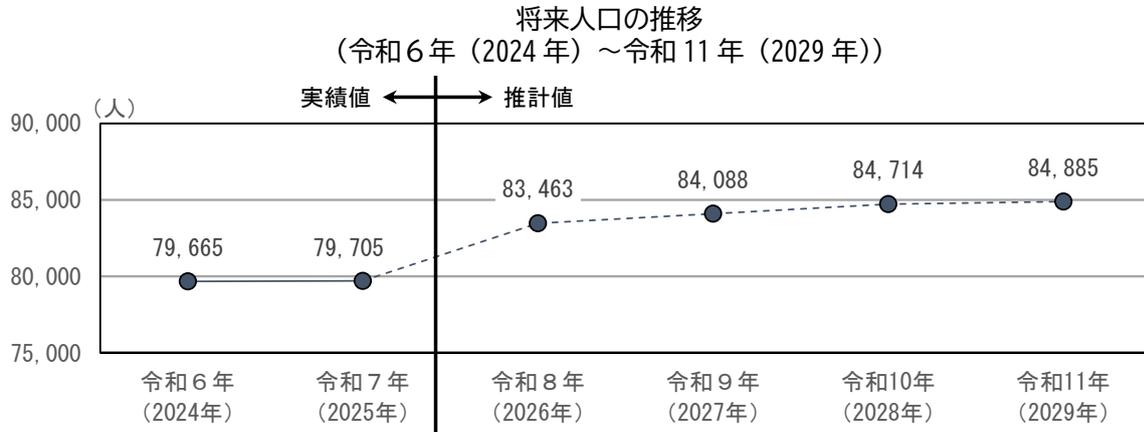
1人の女性が生涯産むと推定されるこどもの数を示す合計特殊出生率は、宮城県の値は全国よりも約0.1以上低い値で推移しています。全国、宮城県ともに低下傾向にあり、人口維持が可能とされる2.07を下回っています。



資料 人口動態統計

(5) 将来人口の推移

人口については、第六次長期総合計画における人口推計結果を基に推計を行っています。



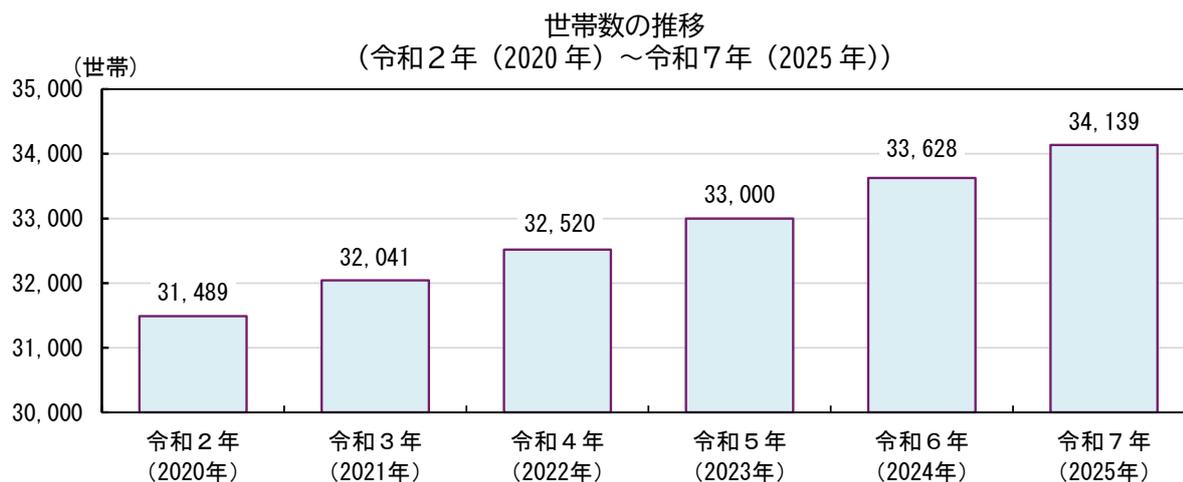
※ 第六次長期総合計画における人口推計結果を基に推計

2 世帯の動向

(1) 世帯数・世帯人員の推移

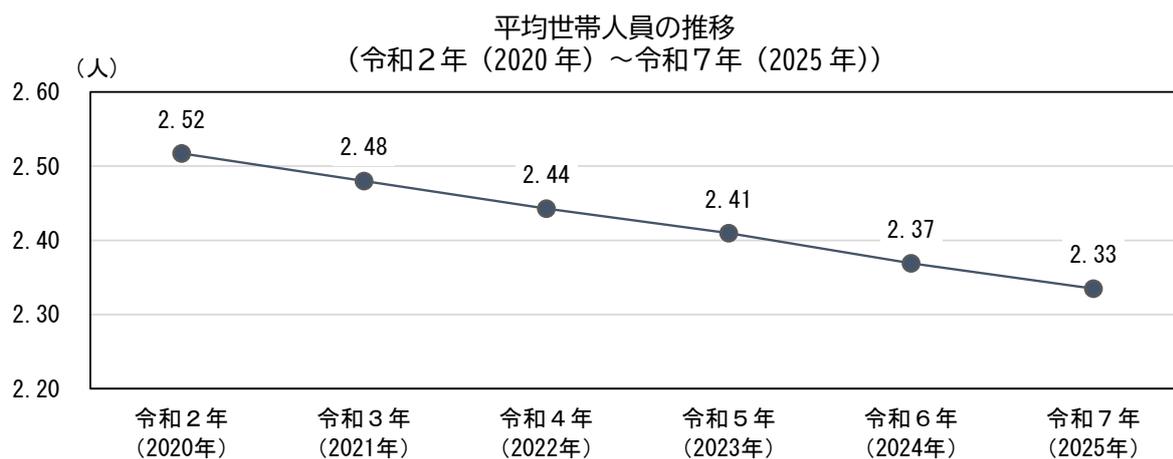
① 世帯数の推移

世帯数は一貫して増加しており、令和7年（2025年）で34,139世帯となっています。



② 平均世帯人員の推移

1世帯あたりの平均世帯人員は緩やかに減少しています。

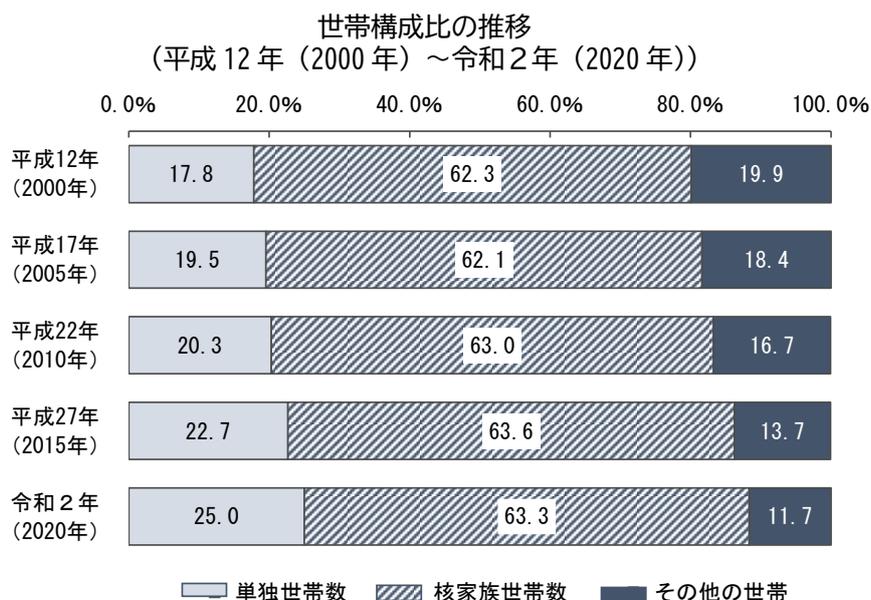


資料 住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 世帯構成の状況

① 世帯構成比の推移

世帯構成比率をみると、核家族世帯の占める割合が高くなっています。単独世帯の割合が平成12年（2000年）の17.8%から令和2年（2020年）には25.0%に増加し、その他の世帯の割合は平成12年（2000年）の19.9%から令和2年（2020年）には11.7%に減少しています。



世帯構成の状況
(平成12年(2000年)～令和2年(2020年))

単位：上段（世帯数）/世帯、下段（構成比）/%

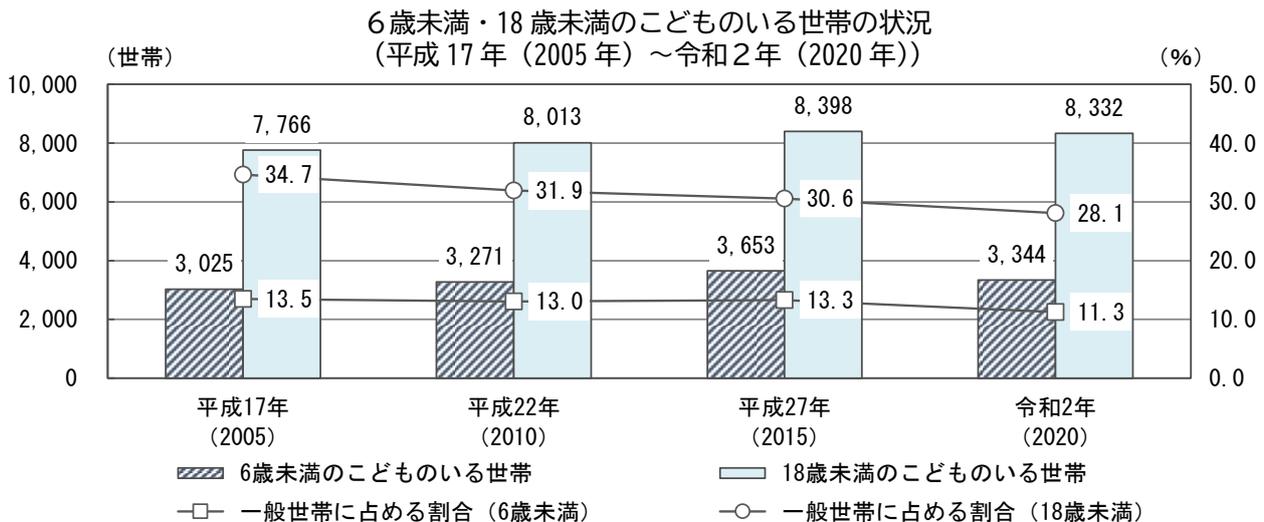
区 分	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯総数（※「不詳」含む）	20,998 100.0	22,408 100.0	25,092 100.0	27,488 100.0	29,674 100.0
単独世帯	3,737 17.8	4,379 19.5	5,089 20.3	6,227 22.7	7,423 25.0
核家族世帯	13,076 62.3	13,915 62.1	15,822 63.0	17,501 63.6	18,790 63.3
夫婦のみ世帯	3,454 16.5	3,852 17.2	4,726 18.8	5,354 19.5	6,003 20.2
夫婦と子からなる世帯	8,017 38.2	8,129 36.3	8,795 35.0	9,685 35.1	9,986 33.7
ひとり親と子からなる世帯	1,605 7.6	1,934 8.6	2,301 9.2	2,462 9.0	2,801 9.4
その他の世帯	4,185 19.9	4,114 18.4	4,181 16.7	3,760 13.7	3,461 11.7

資料 国勢調査（各年10月1日時点）

② 6歳未満・18歳未満のこどものいる世帯の状況

6歳未満・18歳未満のこどものいる世帯数は、平成17年（2005年）から平成27年（2015年）にかけて増加しましたが、その後は減少しており、令和2年（2020年）の6歳未満のこどものいる世帯数は3,344世帯、18歳未満のこどもいる世帯数は8,332世帯となっています。

なお、一般世帯数に占める割合は、6歳未満・18歳未満のこどものいる世帯ともに減少傾向の推移となっています。

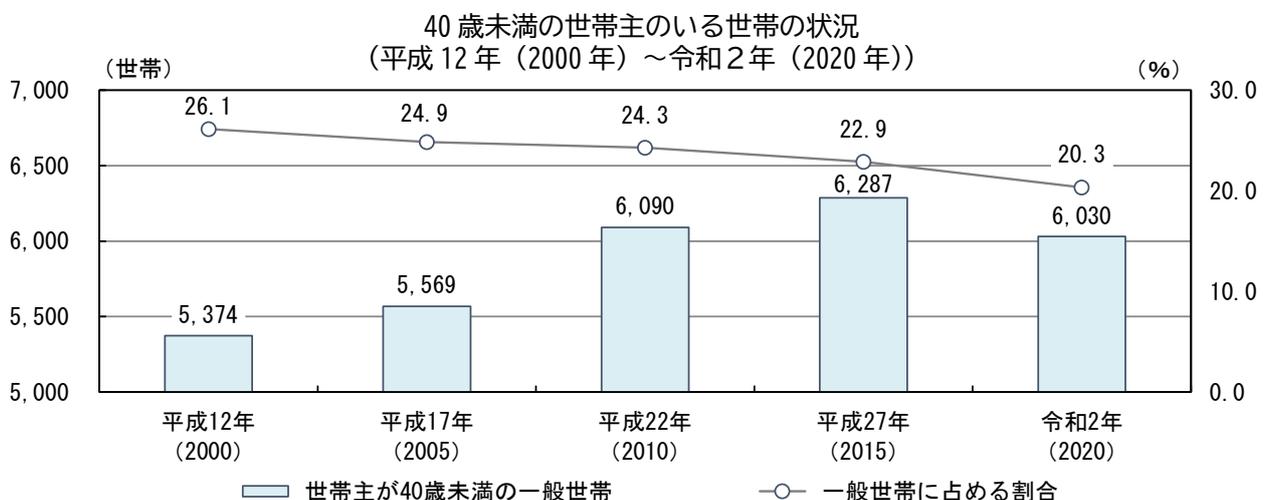


資料 国勢調査 (各年10月1日時点)

③ 40歳未満の世帯主のいる世帯の状況

40歳未満の世帯主のいる世帯は、平成12年（2000年）の5,374世帯から平成27年（2015年）の6,287世帯まで増加しましたが、令和2年（2020年）には6,030世帯へと減少しています。

また、一般世帯に占める割合は一貫して減少傾向にあります。



資料 国勢調査 (各年10月1日時点)

令和2年(2020年)の国勢調査によると、40歳未満の世帯主がいる世帯のうち、「夫婦と子どもからなる世帯」は2,513世帯であり、同年代の世帯構成の中で最も多くなっています。

年齢階層別にみると、35～39歳が2,358世帯と最も多く、次いで30～34歳が1,726世帯、25～29歳が1,169世帯となっており、20歳代後半から30歳代後半にかけて子育て世帯が増加する傾向がみられます。

また、「夫婦のみの世帯」は788世帯であり、結婚後に子どもを持たない、あるいは未だ子どもを持たない世帯も一定数存在しているほか、「単身世帯」は2,062世帯となっており、若年層における多様な世帯形態の広がりが確認されています。

これらの状況から、30歳代を中心とする子育て世帯への支援の充実を図るとともに、結婚・出産を希望する若者が安心して家庭を築けるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進が求められます。

40歳未満の世帯主のいる世帯の状況
(令和2年(2020年))

区 分	一般世帯数	夫婦のみの世帯	夫婦と子どもから成る世帯	男親と子どもから成る世帯	女親と子どもから成る世帯	核家族以外の世帯	非親族を含む世帯	単身世帯	不詳
一般世帯総数 (※「不詳」含む)	29,674	6,003	9,986	450	2,351	3,110	288	7,423	63
うち40歳未満世帯	6,030	788	2,513	24	294	210	139	2,062	—
15～19歳	150	1	—	—	1	—	1	147	—
20～24歳	627	26	29	1	15	12	35	509	—
25～29歳	1,169	213	250	2	45	19	59	581	—
30～34歳	1,726	276	843	6	65	63	25	448	—
35～39歳	2,358	272	1,391	15	168	116	19	377	—
40歳未満世帯 (※一般世帯総数に占める構成比)	20.3	13.1	25.2	5.3	12.5	6.8	48.3	27.8	—

資料 国勢調査(令和2年10月1日時点)

(3) 未婚率

令和2年(2020年)の未婚率をみると、男性、女性ともに30～34歳の未婚率が大きく低下しており、男性では41.4%、女性では29.4%が未婚となっています。

また、男女ともに年齢が上がるごとに未婚率は低下しますが、独身のまま年齢を重ねる人も近年増えており、晩婚化とともに、ライフステージの多様化がうかがえます。

未婚率
(平成17年(2005年)～令和2年(2020年))

区 分	男性				女性			
	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
計	31.0	30.4	28.5	29.1	23.1	22.8	21.7	21.9
15～19歳	99.7	99.2	99.6	99.9	99.2	99.7	99.4	99.6
20～24歳	92.0	91.6	90.8	95.3	87.4	88.3	89.4	91.9
25～29歳	67.6	63.0	63.8	69.5	56.2	54.8	54.3	57.6
30～34歳	42.5	40.2	37.2	41.4	28.4	28.8	26.4	29.4
35～39歳	27.6	29.1	24.9	28.2	15.8	19.4	18.4	18.3
40～44歳	17.1	23.9	20.8	21.6	8.2	13.6	14.1	15.1
45～49歳	14.4	16.4	19.3	19.9	5.9	7.7	11.5	13.1
50～54歳	12.6	14.1	14.4	19.2	4.3	6.1	7.5	11.3
55～59歳	7.6	12.1	11.6	15.3	3.2	4.3	5.4	8.0
60～64歳	4.2	7.5	10.9	11.6	2.8	3.4	3.7	5.6
65～69歳	2.9	4.1	6.3	10.4	2.3	2.7	2.6	3.3
70～74歳	1.4	2.4	3.2	5.8	2.2	2.2	2.2	2.7
75～79歳	0.9	1.3	1.9	2.9	2.9	2.3	2.4	2.5
80～84歳	0.4	1.2	0.7	2.3	2.4	2.9	2.5	2.0
85歳以上	0.8	0.7	1.3	0.6	2.0	2.6	2.9	3.5

資料 国勢調査(各年10月1日時点)

3 労働力・就労の動向

(1) 女性の年齢別就業状況

女性の就業状況を年齢層ごとにみると、20歳代前半の就業率はやや低めですが、20代後半にかけて就業率が上昇し、その後は30代前半で家庭や育児に専念する人が増え、一時的に就業率が下がる「M字カーブ」の傾向がみられます。

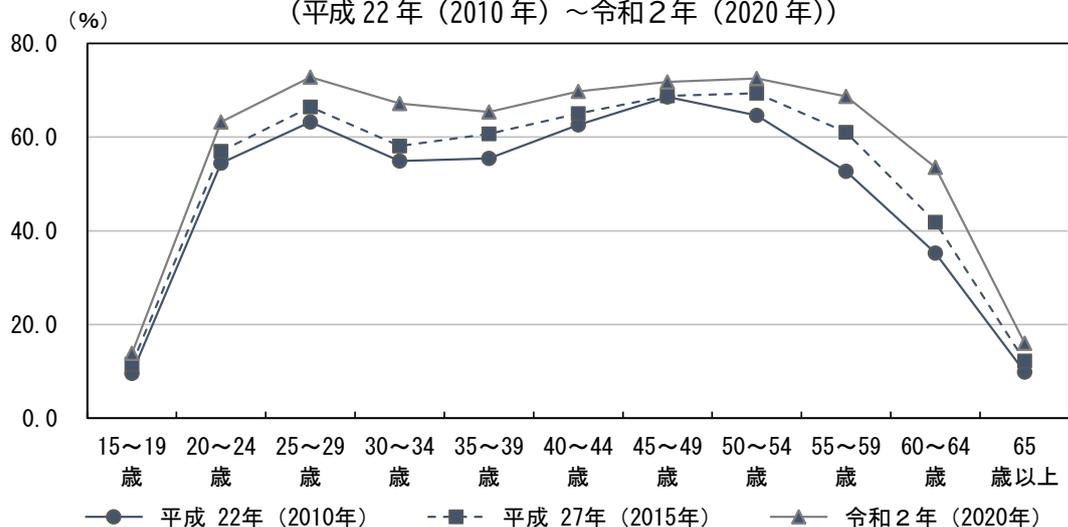
過去の推移と比較すると、令和2年（2020年）の働く女性の割合は高くなっており、「M字カーブ」は緩やかになっています。

年齢別就業者数（女性）
（平成22年（2010年）～令和2年（2020年））

単位：左列（総数）/人、中列（就業者数）/人、右列（割合）/%

区 分	平成22年(2010年)			平成27年(2015年)			令和2年(2020年)		
	総数	就業者数	割合	総数	就業者数	割合	総数	就業者数	割合
15歳以上の総計	32,007	13,507	42.2	33,034	14,880	45.0	33,856	16,047	47.4
15～19歳	2,011	192	9.5	1,948	225	11.6	2,036	265	13.0
20～24歳	1,902	1,036	54.5	1,733	988	57.0	1,661	980	59.0
25～29歳	2,275	1,438	63.2	2,018	1,341	66.5	1,760	1,197	68.0
30～34歳	2,564	1,408	54.9	2,607	1,515	58.1	2,238	1,434	64.1
35～39歳	2,900	1,609	55.5	2,936	1,782	60.7	2,908	1,841	63.3
40～44歳	2,489	1,559	62.6	3,048	1,982	65.0	3,006	2,008	66.8
45～49歳	2,510	1,721	68.6	2,500	1,720	68.8	3,132	2,188	69.9
50～54歳	2,406	1,555	64.6	2,528	1,754	69.4	2,504	1,746	69.7
55～59歳	2,555	1,346	52.7	2,350	1,434	61.0	2,533	1,670	65.9
60～64歳	2,438	859	35.2	2,525	1,057	41.9	2,306	1,194	51.8
65歳以上	7,957	784	9.9	8,841	1,082	12.2	9,772	1,524	15.6

年齢別就業者数（女性）の構成比
（平成22年（2010年）～令和2年（2020年））

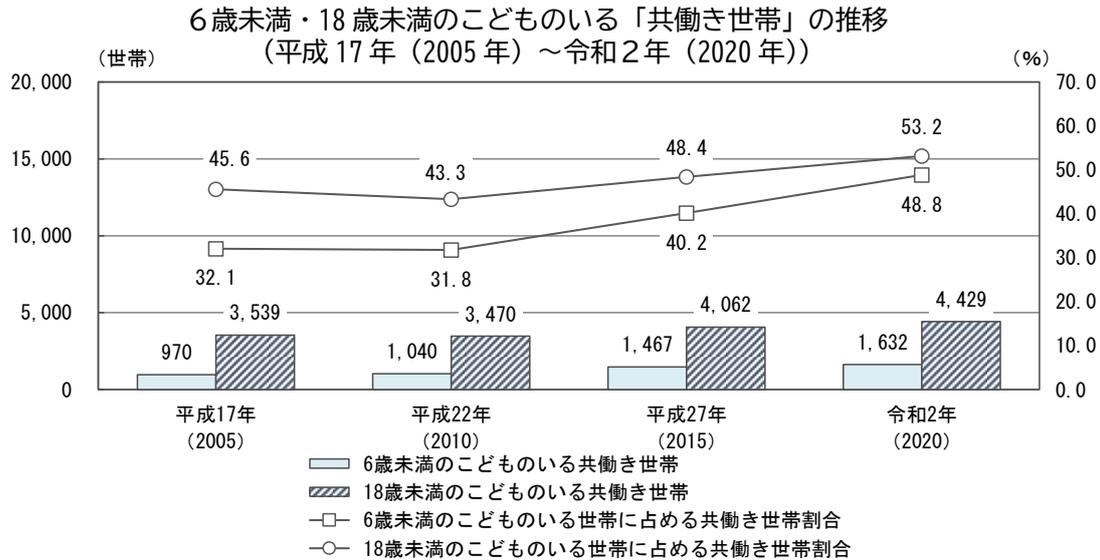


資料 国勢調査（各年10月1日時点）

(2) 子育て・共働き世帯の推移

6歳未満・18歳未満のこどものいる「共働き世帯」は全体的に増加傾向にあり、令和2年（2020年）には6歳未満のこどものいる「共働き世帯」は1,632世帯、18歳未満のこどものいる「共働き世帯」は4,429世帯となっています。

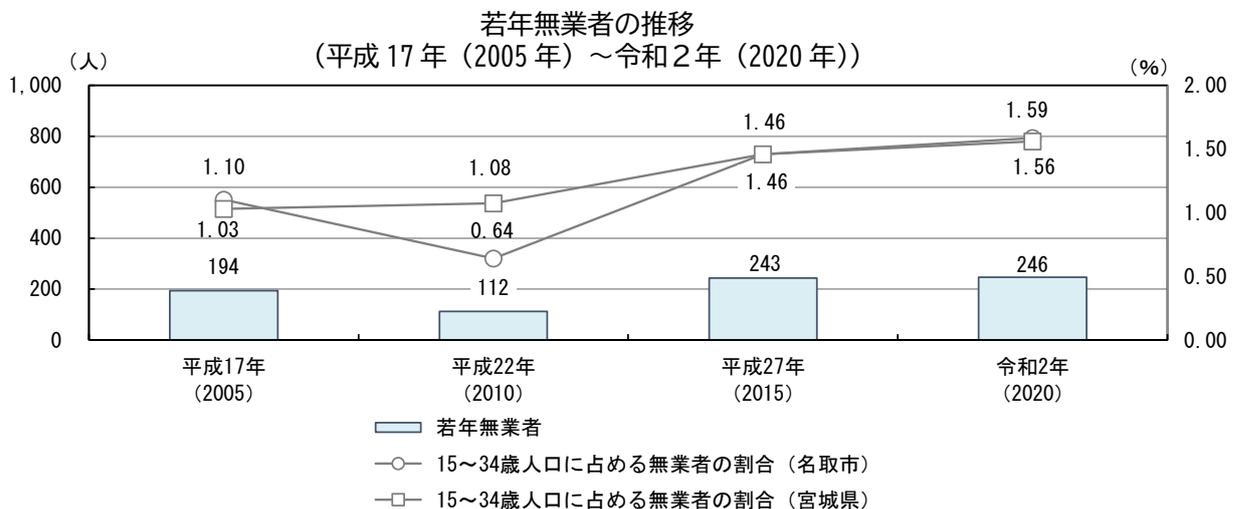
6歳未満・18歳未満のこどものいる「共働き世帯」の割合は、平成27年（2015年）以降増加しており、子育て世代における共働きの一般化がうかがえます。



(3) 若年無業者の推移

名取市の労働力状態を把握する参考として、「ニート」に近い概念である若年無業者（年齢15～34歳の非労働力人口（就業者、完全失業者以外の人口）のうち、家事も通学もしていない人）の状況をみると、令和2年（2020年）は246人、15～34歳人口の1.59%が該当しています。

15～34歳人口に占める若年無業者の割合の宮城県との比較では、おおむね同程度で推移しています。



2 若者へのアンケート調査

(1) 調査の目的

名取市で既に策定しております、「第3期名取市子ども・子育て支援事業計画」を参照しつつ、子ども・若者育成支援推進法に基づく計画の策定に向けた課題把握等を目的として実施しました。

(2) 調査概要

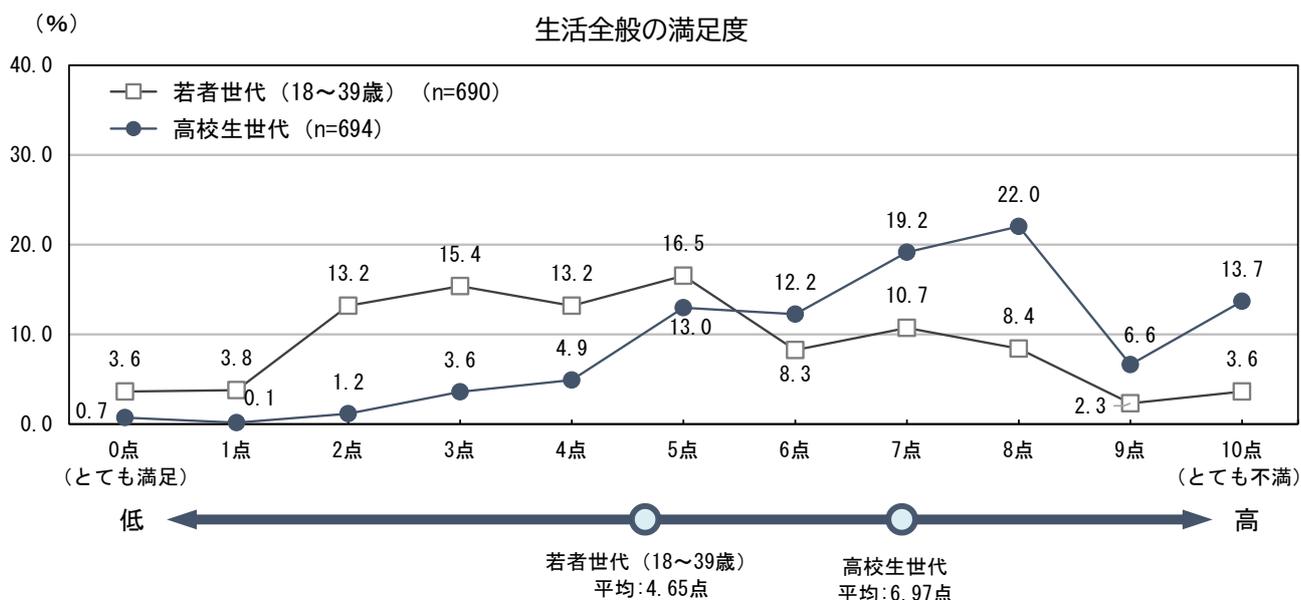
- 調査対象：名取市にお住まいの「高校生世代」及び「満18歳～39歳の方」
(調査基準日：令和7年(2025年)4月1日)
- 抽出方法：調査対象より無作為抽出
- 調査内容：1. あなたご自身のことについて
2. 仕事や現在の暮らしについて
3. 自身のことや人とのつながりについて
4. 外出について
5. こども・若者の意見の尊重・将来への希望について
6. 結婚観について(満18歳～39歳の方のみ)
- 調査期間：令和7年(2025年)4月～5月
- 調査方法：郵送にて配付。郵送回答(紙)またはWEB回答。
- 配付・回収：

対象	配付数	回収数	未回収票数	回収率
高校生世代	2,500票	694票 (紙:407票 WEB:287票)	1,806票	27.8%
満18歳～39歳の方	3,000票	690票 (紙:329票 WEB:361票)	2,310票	23.0%

1 生活全般の満足度と暮らし向き

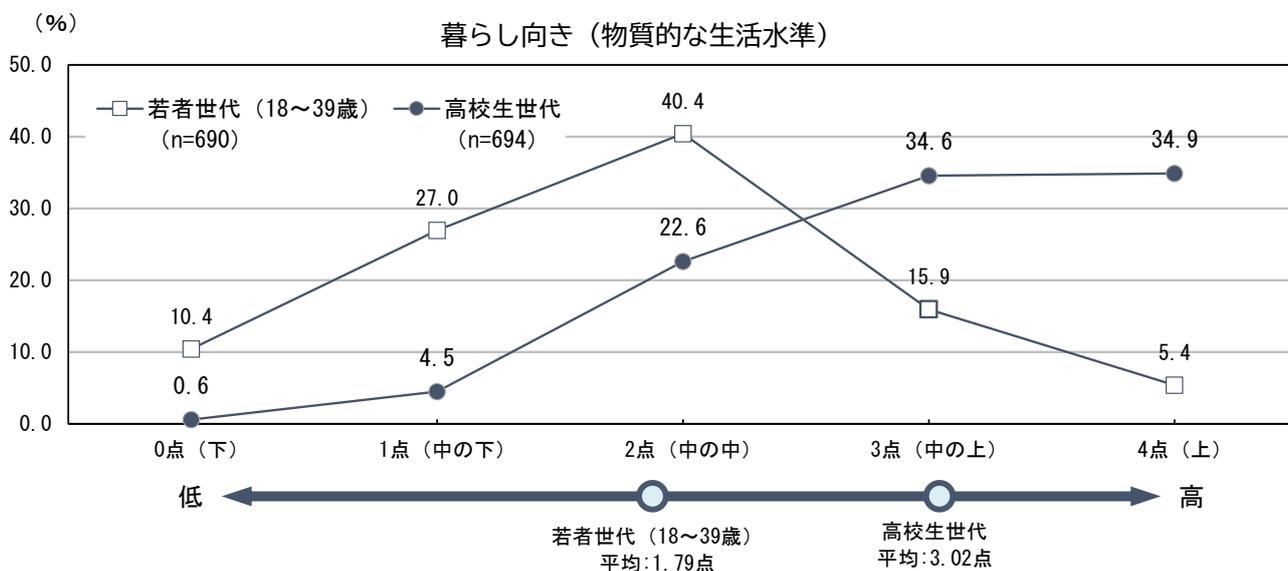
(1) 生活全般の満足度

生活全般の満足度において、高校生世代の平均が6.97点（10点満点中）であるのに対し、若者世代（18～39歳）は4.65点と、高校生世代の方が高い満足度を示しています。



(2) 暮らし向き (物質的な生活水準)

暮らし向き (物質的な生活水準) についても、高校生世代の平均が3.02点（4点満点中）と「中の上」や「上」と感じる人が多い一方で、若者世代は平均1.79点と「中の中」以下と感じる人が多くみられます。



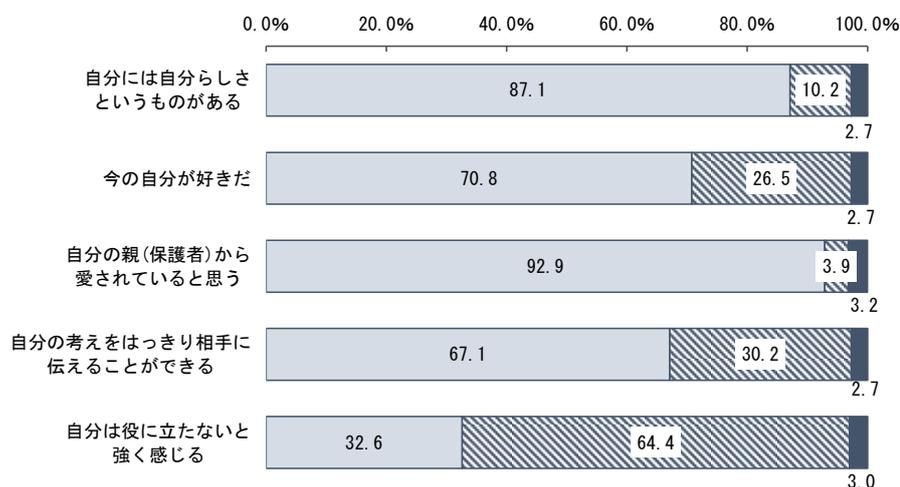
2 自身のことについて

自身のことについて、「自分の親（保護者）から愛されていると思う」に“あてはまる”、“どちらかといえば、あてはまる”と回答した割合をみると、高校生世代92.9%、若者世代90.3%となっています。同様に「自分には自分らしさというものがある」では、高校生世代の87.1%、若者世代の84.1%が、「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」では、高校生世代の67.1%、若者世代の61.2%が“あてはまる”、“どちらかといえば、あてはまる”と回答しています。

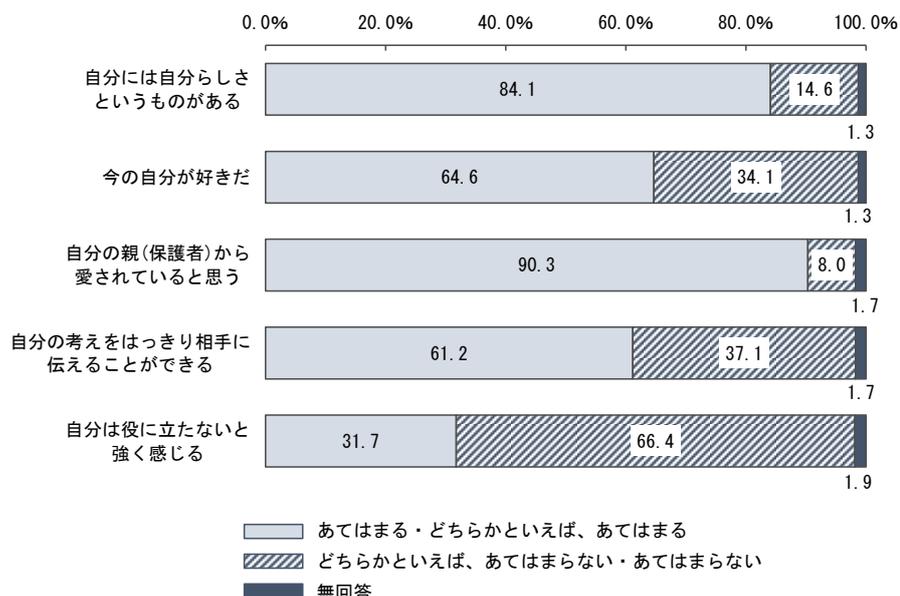
一方で、「自分は役に立たないと強く感じる」では、高校生世代の64.4%、若者世代の66.4%が“どちらかといえば、あてはまらない”、“あてはまらない”と回答しています。

自身のことについて

【高校生世代（n=694）】



【若者世代（18～39歳）（n=690）】



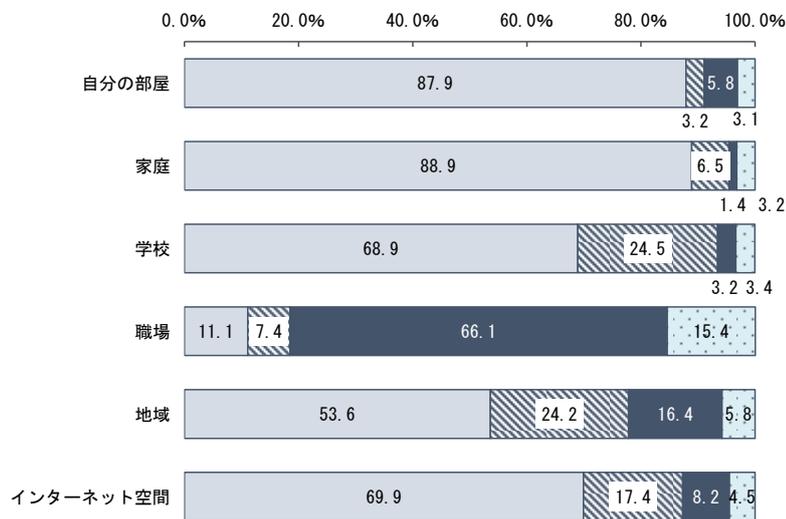
3 居心地の良い場所

「自分の部屋」、「家庭」、「学校」、「職場」、「地域」、「インターネット空間」についてどのような居心地を感じているかについて、高校生世代、若者世代（18～39歳）ともに、「自分の部屋」（高校生世代 87.9%、若者世代 83.0%）や「家庭」（高校生世代 88.9%、若者世代 87.6%）を居心地が良いと感じる割合が非常に高く、自分の家が安心できる物理的・精神的な基盤となっていることがうかがえます。

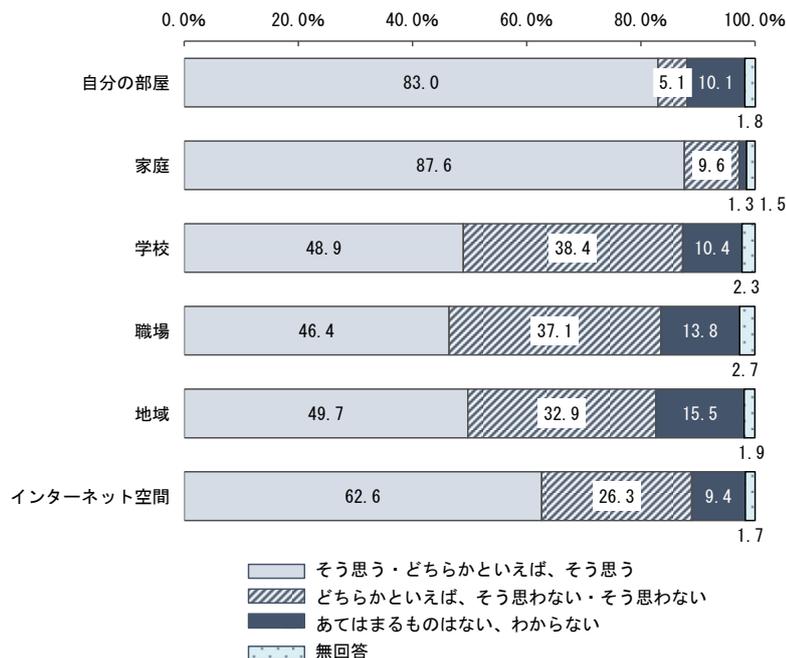
また、「インターネット空間」については、高校生世代で 69.9%、若者世代で 62.6%となっており、「自分の部屋」「家庭」に次いで居心地が良いと感じる割合が高く、精神的な基盤として機能していることがうかがえます。

居心地の良い場所

【高校生世代（n=694）】



【若者世代（18～39歳）（n=690）】



4 孤独感について

孤独を感じる頻度について、高校生世代・若者世代（18～39歳）ともに「ほとんど感じない」（高校生世代 30.5%、若者世代 29.3%）と回答した人が最も多くなっています。

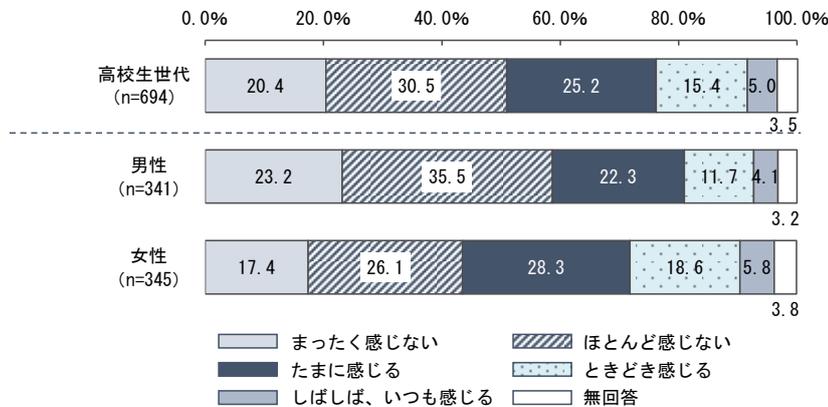
また、若者世代（18～39歳）では、孤独を「たまに感じる」、「ときどき感じる」、「しばしば、いつも感じる」割合が半数を上回っていることから、年齢を重ねるにつれ、孤独を感じる頻度や場面が多くなるとみられます。

なお、世代と性別による違いをみると、高校生世代の男性は孤独を「まったく感じない」「ほとんど感じない」と回答した層が過半数を占める一方で、女性は世代を問わず、孤独を「たまに感じる」「ときどき感じる」と回答した層が半数近くを占めています。

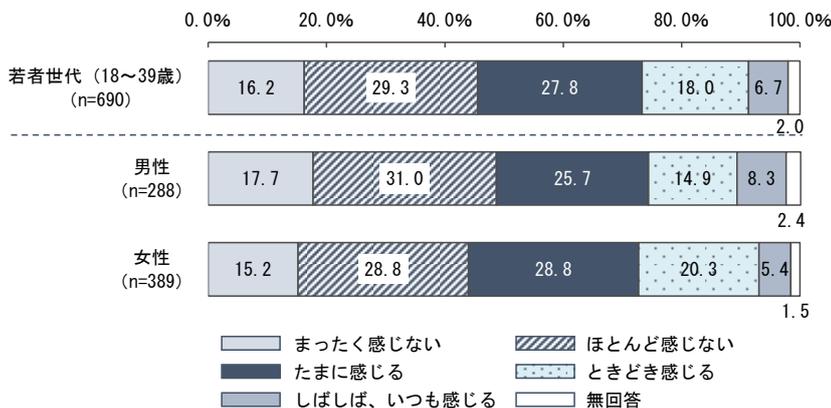
若者世代（18～39歳）では、女性は高校生世代と同様に、孤独を「たまに感じる」、「ときどき感じる」割合が男性よりも高い傾向がみられます。一方男性では「まったく感じない」、「ほとんど感じない」が約半数を占めていますが、「しばしば、いつも感じる」と回答した割合は 8.3%であり、同世代の女性（5.4%）や高校生世代の男性（4.1%）よりも高くなっています。

孤独感について

【高校生世代（n=694）】



【若者世代（18～39歳）（n=690）】

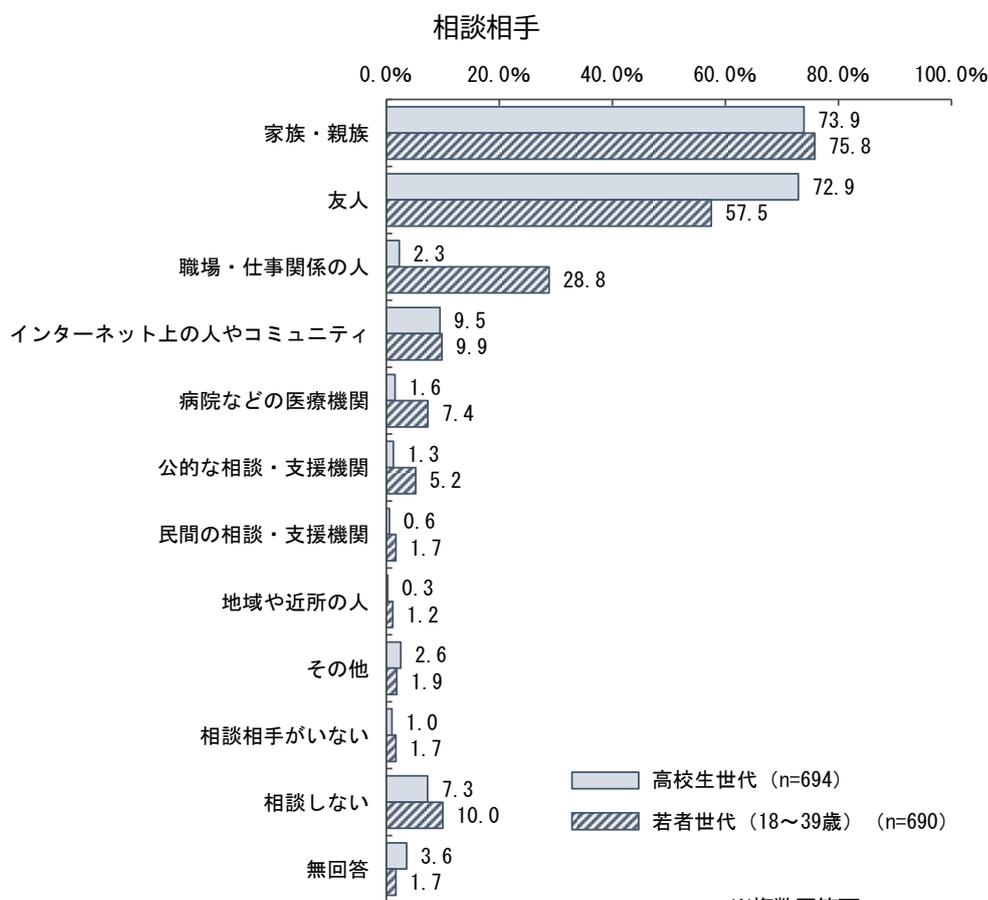


5 相談相手・悩みごとの相談

(1) 相談相手

悩みや心配ごとの相談相手は、高校生世代・若者世代（18～39歳）ともに「家族・親族」（高校生世代73.9%、若者世代75.8%）と「友人」（高校生世代72.9%、若者世代57.5%）が上位を占めています。

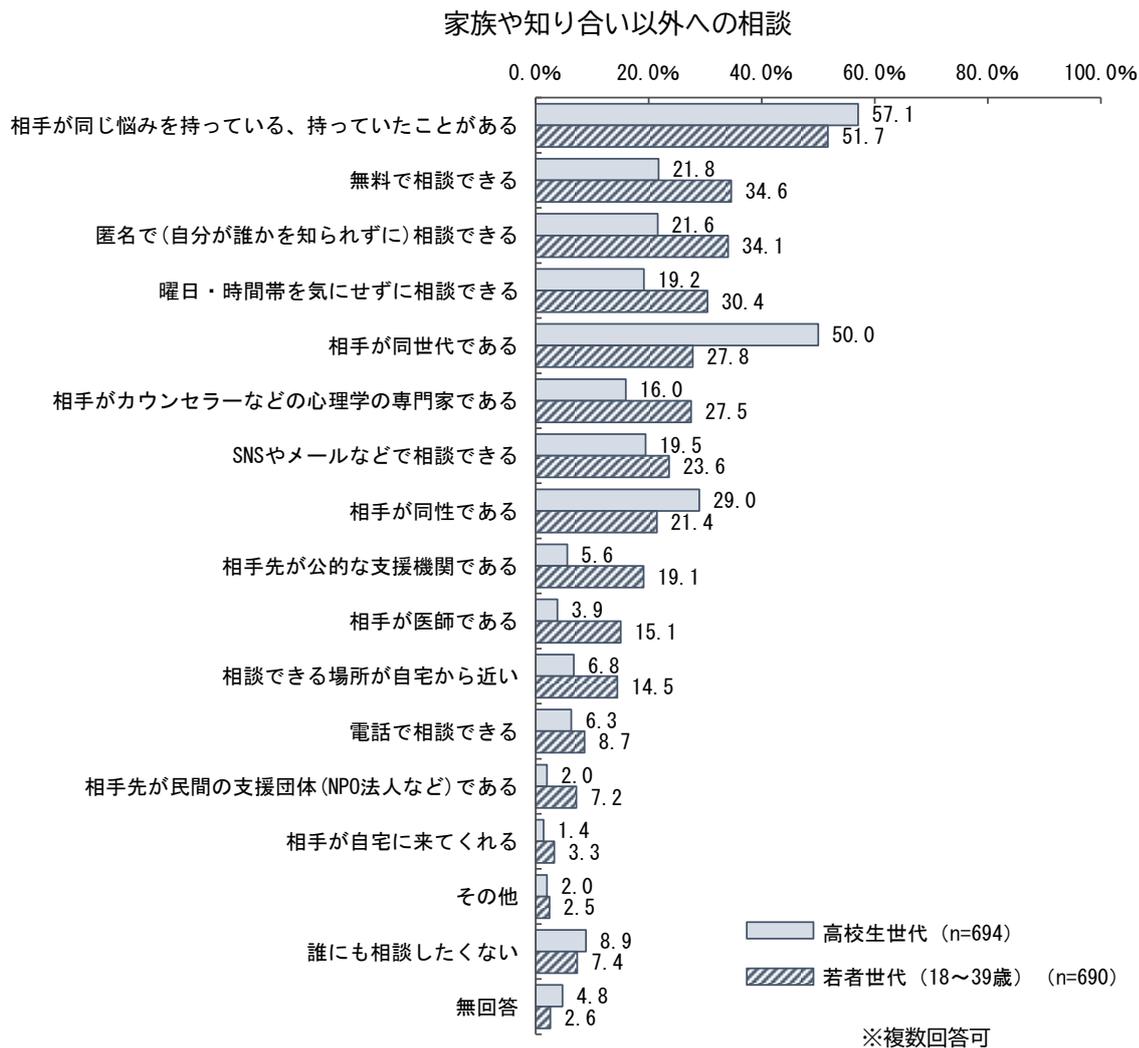
世代ごとの特徴としては、高校生世代では若者世代（18～39歳）よりも「友人」を相談相手とする割合が高くなっているほか、若者世代（18～39歳）では、「職場・仕事関係の人」を相談相手とする割合が高くなっています。



(2) 家族や知り合い以外への相談

社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態において、家族や知り合い以外に相談をしたいか（相談するとすれば、どのような人や場所なら、相談したいと思うか）については、高校生世代・若者世代（18～39歳）ともに「相手と同じ悩みを持っている、持っていたことがある」（高校生世代57.1%、若者世代51.7%）が最も重視されています。

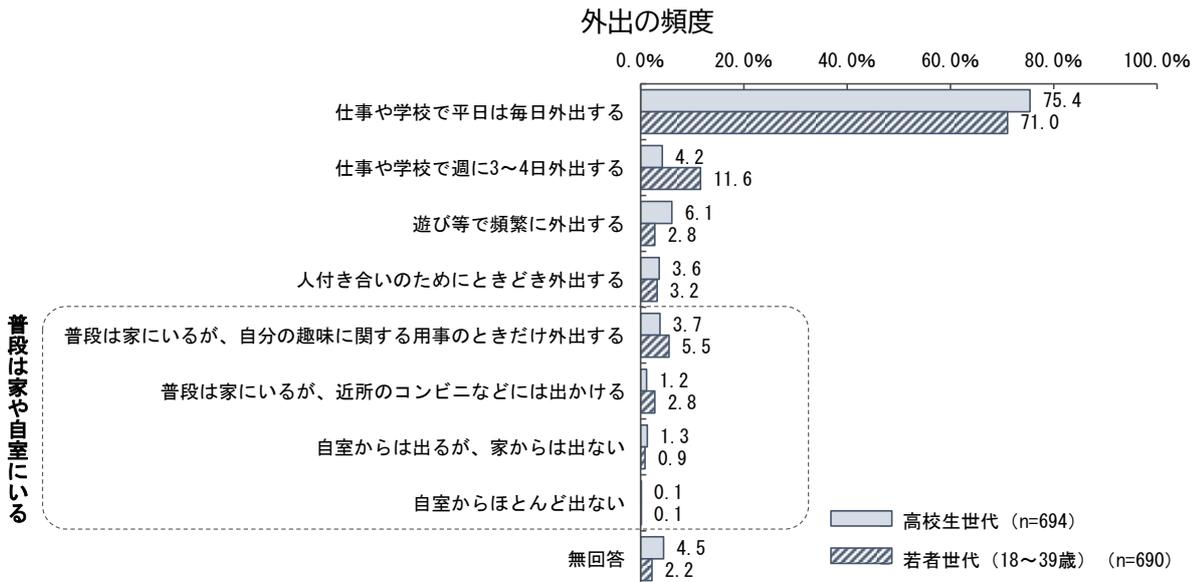
高校生世代では、「相手が同世代である」が50.0%を占め、相談相手として重視していることがうかがえます。



6 外出状況について

(1) 外出の頻度

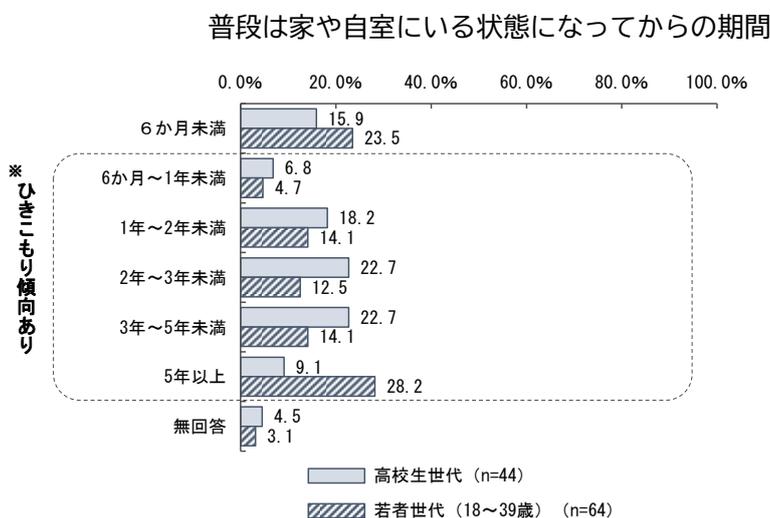
外出の頻度は、高校生世代・若者世代（18～39歳）ともに「仕事や学校（習い事）で平日は毎日外出する」が多数（高校生世代で75.4%、若者世代（18～39歳）で71.0%、）を占めています。一方で普段は家や自室にいる割合は高校生世代では6.3%、若者世代（18～39歳）では9.3%を占めています。



(2) 普段は家や自室にいる状態になってからの期間

普段は家や自室にいる状態になってからの期間について、高校生世代では、普段は家や自室にいる回答者（n=44）のうち、外出状況が現在の状態になってからの期間が6か月以上のひきこもり傾向にある人の割合は79.5%（35人）となっています。

また、若者世代（18～39歳）の普段は家や自室にいる回答者（n=64）のうち、外出状況が現在の状態になってからの期間が6か月以上のひきこもり傾向にある人の割合は73.6%（47人）となっています。



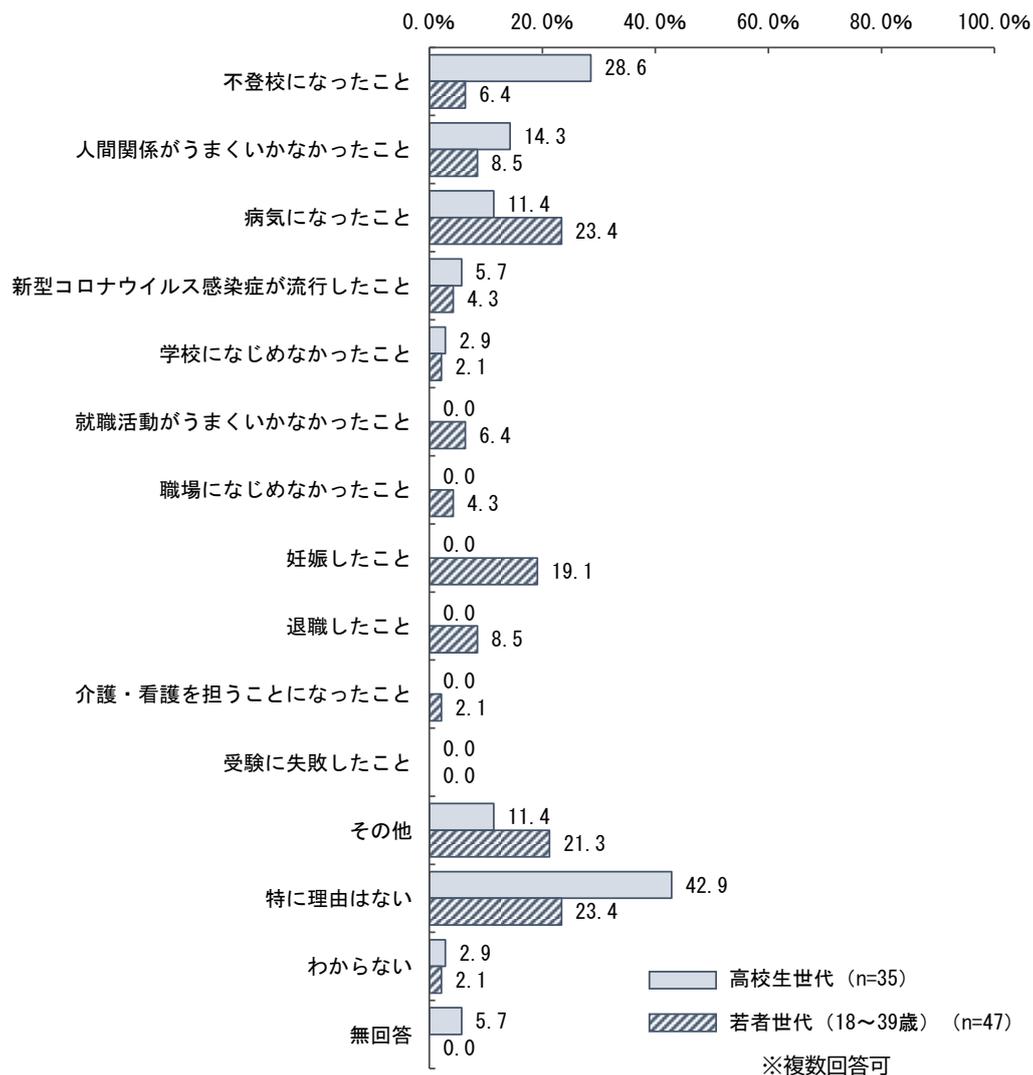
※ ひきこもり傾向：

厚生労働省科学研究より「様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）」とされています。

(3) ひきこもり傾向となったきっかけ

前項のようなひきこもり傾向となったきっかけとして、高校生世代（n=35）では「不登校になったこと」(28.6%)や「人間関係がうまくいかなかったこと」(14.3%)が挙げられているほか、「特に理由はない」と回答した人が42.9%を占めています。一方で若者世代（18～39歳：n=47）では「病気になったこと」（23.4%）や「妊娠したこと」（19.1%）が主な理由となっています。

ひきこもり傾向となったきっかけ



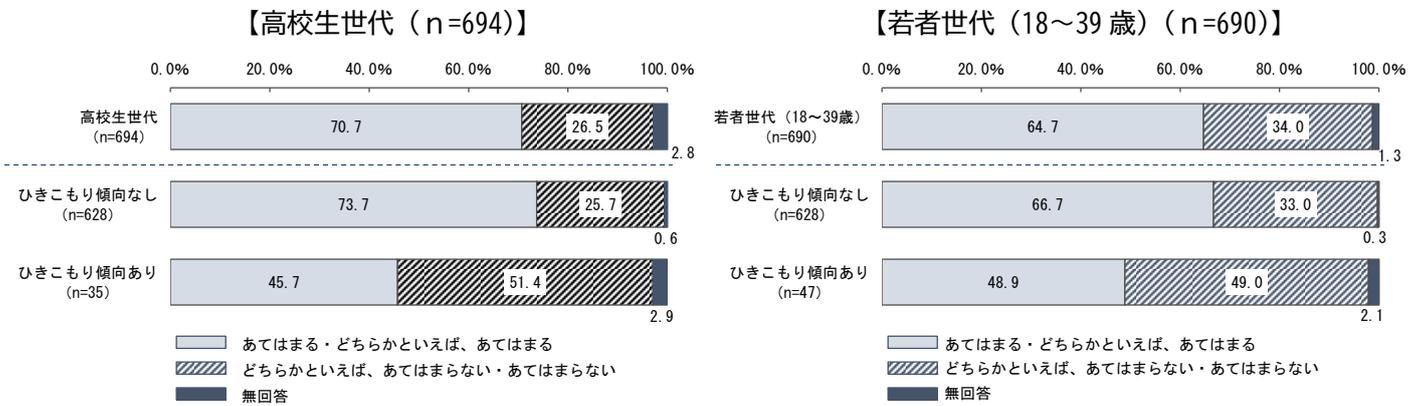
7 ひきこもり傾向について

ひきこもり傾向のある高校生世代・若者世代（18～39歳）をひきこもり傾向のない高校生世代・若者世代と比較すると、次のような傾向がみられます。

(1) 自己肯定感

「今の自分が好きか」という問いに対し、ひきこもり傾向のない高校生世代・若者世代（18～39歳）は「あてはまる・どちらかといえばあてはまる」と肯定的に回答していた人が多数だったのに対し、ひきこもり傾向のある人は「どちらかといえば、あてはまらない・あてはまらない」と否定的な回答が多く、自己肯定感の低さがあらわれています。

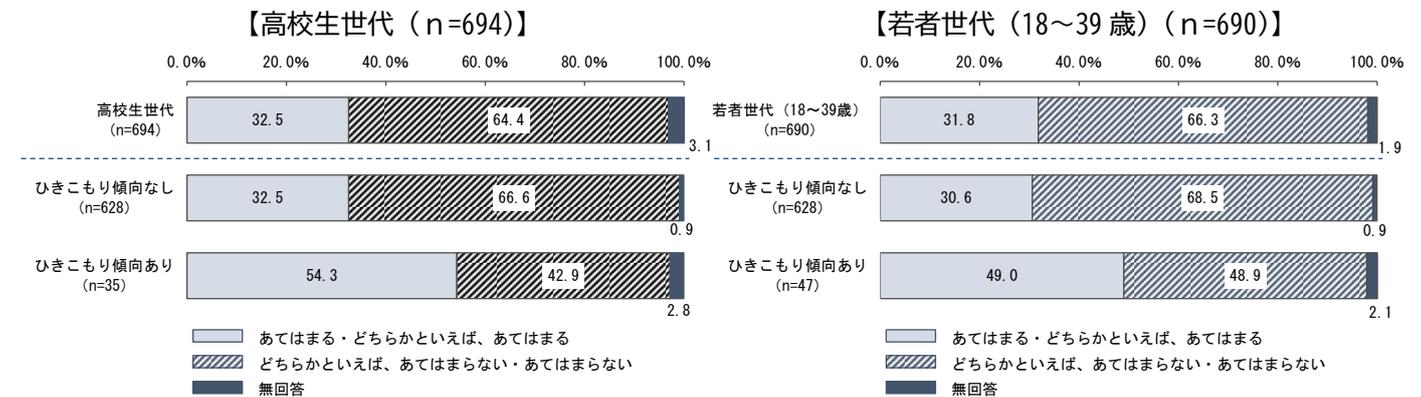
ひきこもり傾向のある方の自己肯定感



(2) 自己効力感

「自分は役に立たないと強く感じるか」という問いに対し、ひきこもり傾向のない高校生世代・若者世代（18～39歳）は「どちらかといえばあてはまらない・あてはまらない」と回答した人が多数だったのに対し、ひきこもり傾向のある人は「あてはまる・どちらかといえばあてはまる」と回答した人が多く、自分の存在意義を見出しにくい状況（自己効力感の低さ）があらわれています。

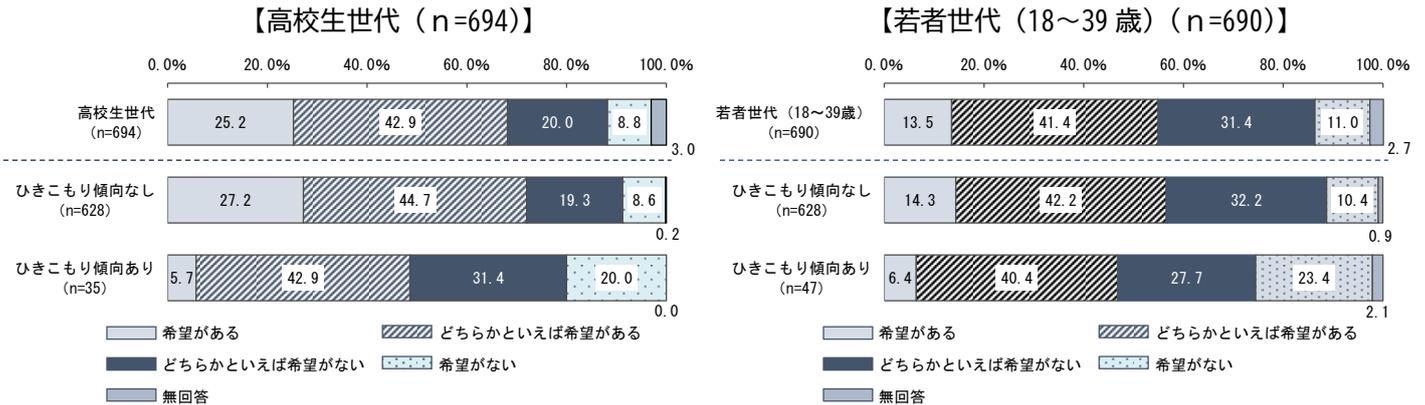
ひきこもり傾向のある方の自己効力感



(3) 将来への希望

「自分の将来について、明るい希望があるか」という問いに対し、ひきこもり傾向のない高校生世代・若者世代（18～39歳）は「希望がある・どちらかといえば希望がある」と回答した人が多数だったのに対し、ひきこもり傾向のある人は「どちらかといえば希望がない・希望がない」と回答した人が多く、将来への希望を感じる割合が低くあらわれています。

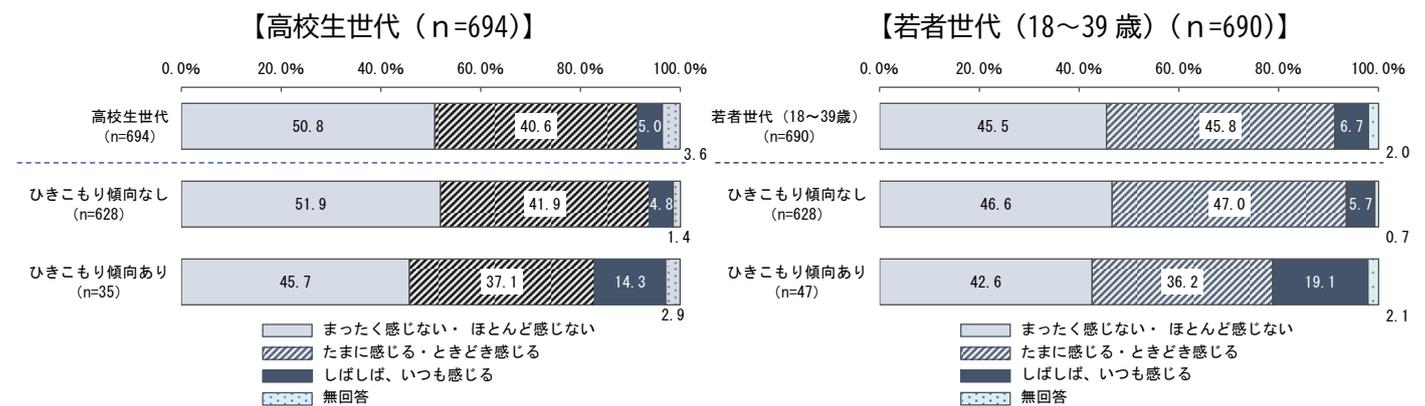
ひきこもり傾向のある方の希望感



(4) 孤独感

「自身が孤独であると感じることがあるか」という問いに対し、高校生世代・若者世代（18～39歳）の「ひきこもり傾向あり」の層は、孤独感を感じる割合が高くなっており、高校生世代・若者世代（18～39歳）に共通してひきこもりによる他者との関わりの低下が孤独感の高さにあらわれています。

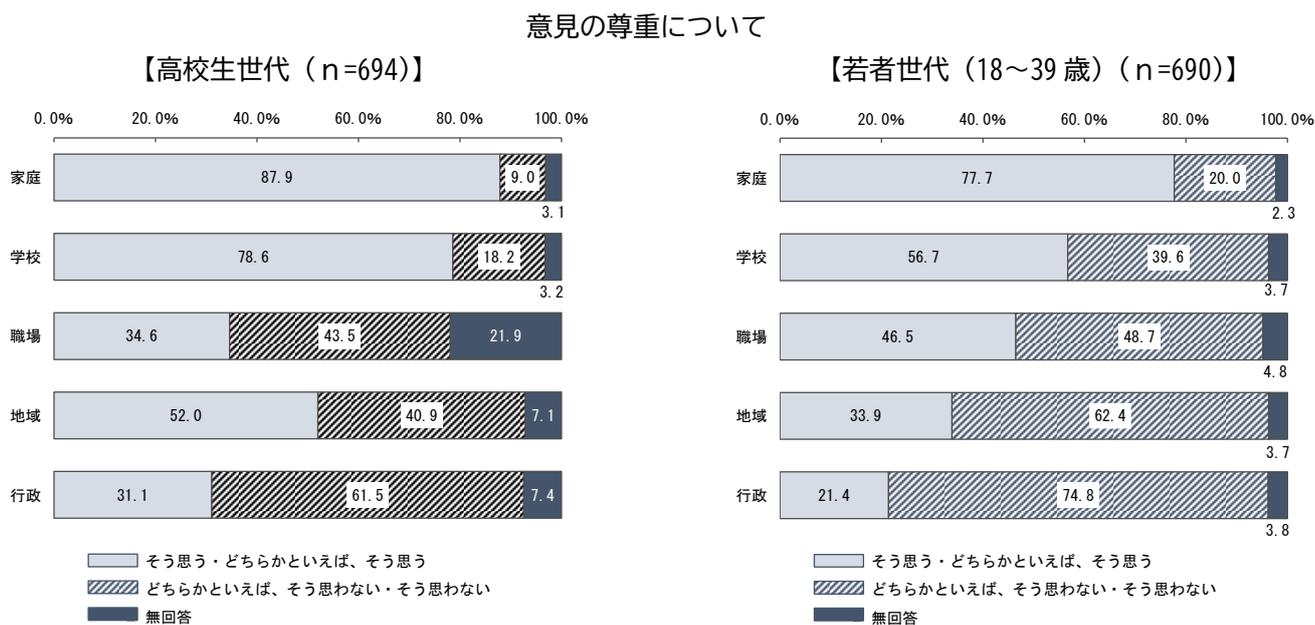
ひきこもり傾向のある方の孤独感



8 意見の尊重と意見の表明について

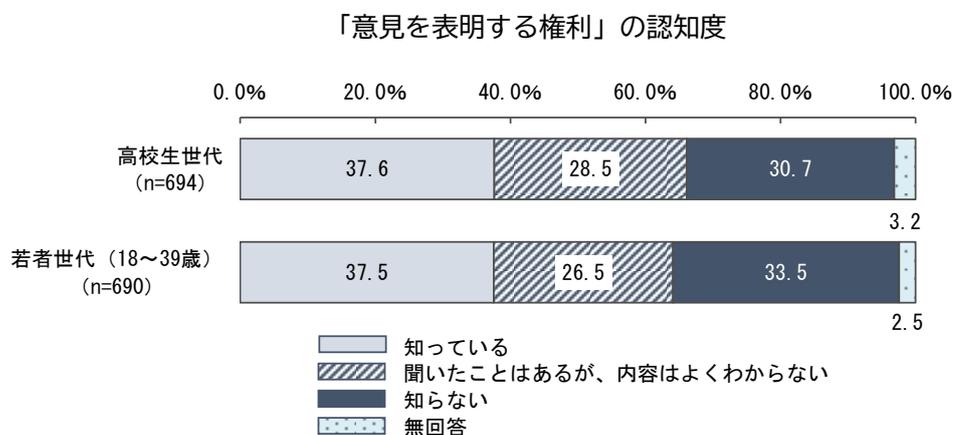
(1) 意見の尊重について

自身の意見が尊重されているかについて、高校生世代・若者世代（18～39歳）ともに「家庭」と「学校」では、意見が尊重されている（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と感じる割合が高いものの、「行政」では高校生世代の61.5%、若者世代（18～39歳）の74.8%が「どちらかといえば、そう思わない」、「そう思わない」と回答しています。



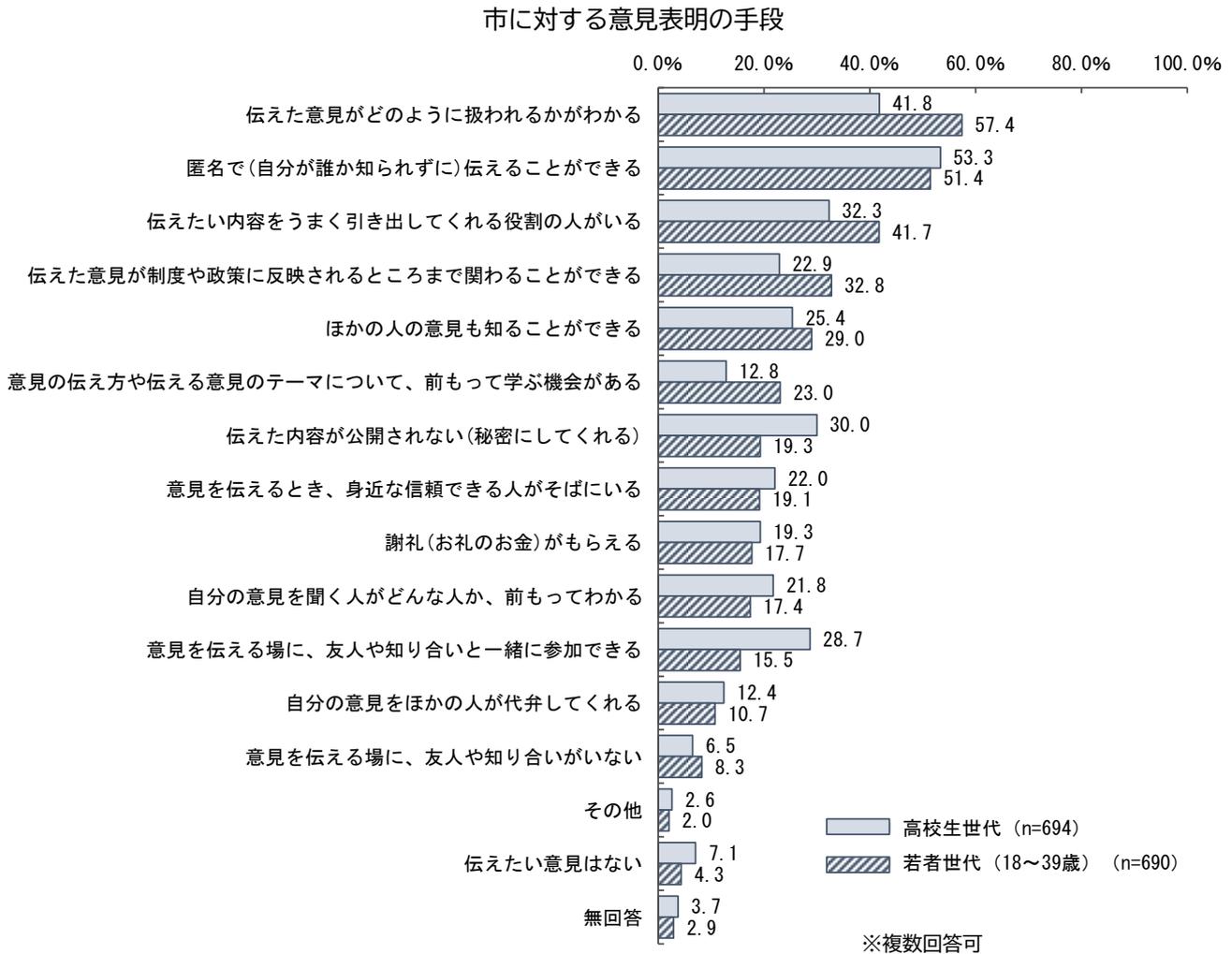
(2) 「意見を表明する権利」の認知度

「意見を表明する権利」の認知度（「知っている」割合）は、高校生世代・若者世代（18～39歳）ともに約4割（高校生世代37.6%・若者世代（18～39歳）37.5%）にとどまっています。



(3) 市に対する意見表明の手段

市に対して当事者として自分の意見を言いやすくするために、どのような工夫やルールがあればいいか、という問いに対し、市に対する意見表明の手段として、高校生世代・若者世代（18～39歳）ともに「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」（高校生世代41.8%、若者世代（18～39歳）57.4%、）や「匿名で伝えることができる」（高校生世代53.3%、若者世代（18～39歳）51.4%）といった透明性や匿名性が担保された意見表明の手段が求められています。

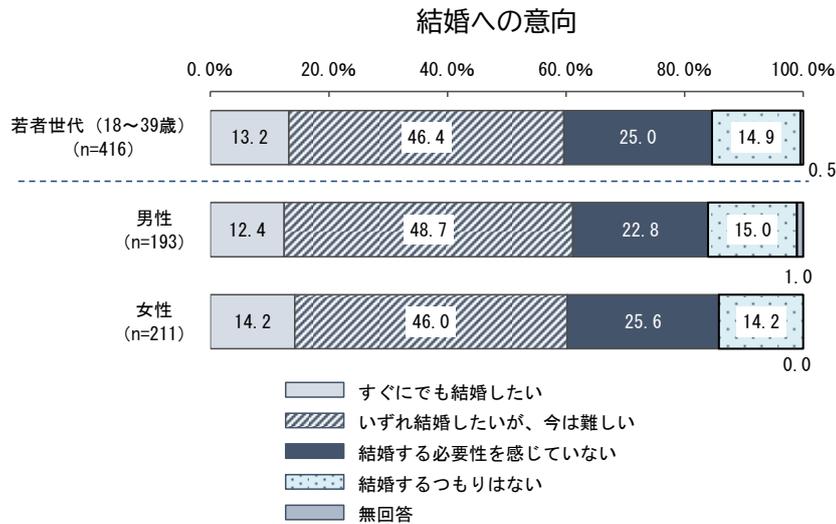


9 結婚観と子育て（若者世代（18～39歳）のみ）

（1）結婚への意向

若者世代（18～39歳）の配偶者はいない回答者（n=416）の結婚についての考えは、「いずれ結婚したいが、今は難しい」が46.4%と最も高くなっています。一方で「結婚する必要性を感じていない」(25.0%)、「結婚するつもりはない」(14.9%)といった結婚に対して消極的な意向も一定数みられます。

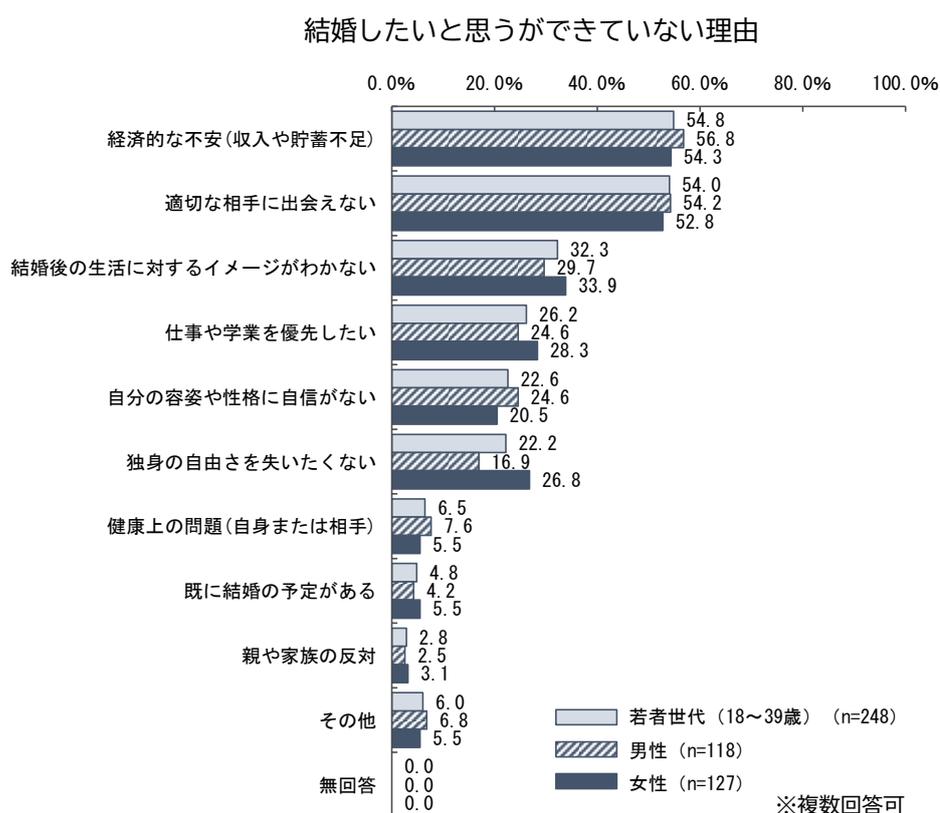
また男女別の回答結果では、回答全体と大きな差はみられず、男女での結婚への意向はおおむね同様とみられます。



(2) 結婚したいと思うができていない理由

(1) 結婚への意向で「すぐにでも結婚したい」、「いずれ結婚したいが、今は難しい」と回答した方 (n=248) が結婚したいと思うができていない理由として、「経済的な不安(収入や貯蓄不足)」(54.8%)と「適切な相手に出会えない」(54.0%)が主な障壁となっています。

また男女別の回答結果では、回答全体同様に「経済的な不安(収入や貯蓄不足)」、「適切な相手に出会えない」、「結婚後の生活に対するイメージがわからない」が上位となっています。



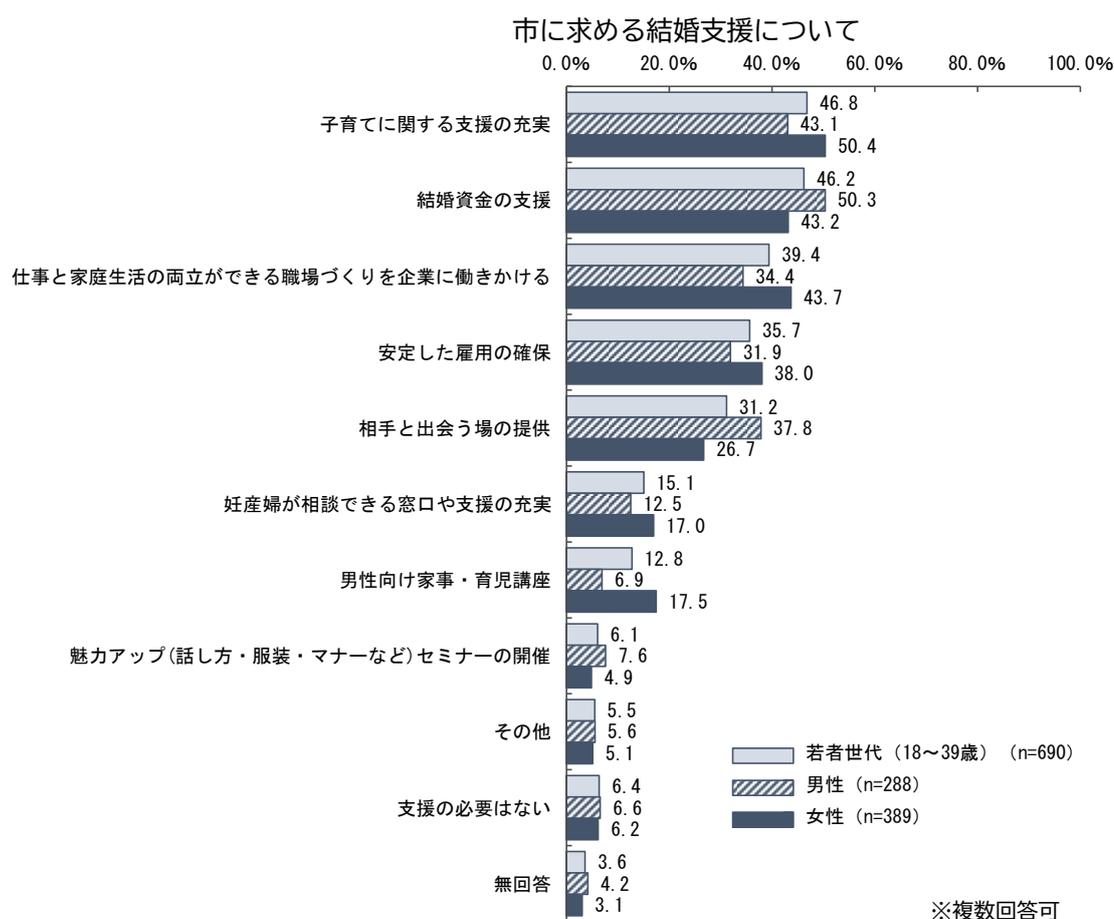
結婚したいと思うができていない理由
(男女別：上位3項目)

	第1位	第2位	第3位
男性(n=118)	経済的な不安 (収入や貯蓄不足) 56.8%	適切な相手に出会えない 54.2%	結婚後の生活に対する イメージがわからない 29.7%
女性(n=127)	経済的な不安 (収入や貯蓄不足) 54.3%	適切な相手に出会えない 52.8%	結婚後の生活に対する イメージがわからない 33.9%

(3) 市に求める結婚支援について

市に求める結婚支援としては、「子育てに関する支援の充実」（46.8%）と「結婚資金の支援」（46.2%）が最も多く挙げられ、経済的支援と子育て環境の整備が求められています。

また男女別の回答結果では、男性、女性ともに「結婚資金の支援」、「子育てに関する支援の充実」をそれぞれ上位に挙げているほか、男性では「相手と出会う場の提供」、女性では「仕事と家庭生活の両立ができる職場づくりを企業に働きかける」を挙げています。



市に求める結婚支援について
(男女別：上位3項目)

	第1位	第2位	第3位
男性(n=288)	結婚資金の支援 50.3%	子育てに関する支援の充実 43.1%	相手と出会う場の提供 37.8%
女性(n=389)	子育てに関する支援の充実 50.4%	仕事と家庭生活の両立が できる職場づくりを 企業に働きかける 43.7%	結婚資金の支援 43.2%

3 こども・若者の現況と主要課題の整理

名取市におけるこども・若者育成支援は、高校生世代、若者世代（18～39歳）、そしてひきこもり傾向のある層それぞれの意識と課題を深く理解し、子ども・若者育成支援推進法の基本理念に基づいた多角的なアプローチで進められる必要があります。

また、こども・若者が安心して成長し、活躍できる社会を築くためには、各分野での取組において、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）によって阻害されることのないよう、個々の能力や尊厳、意見を反映するための取組が重要となります。

そこで、アンケート調査の結果を基に、こども・若者の現況と主要課題について整理します。

(1) こども・若者の意見表明と社会参画の推進

こども・若者は「家庭」や「学校」では意見が尊重されていると感じている一方、「行政」に対しては意見が尊重されていないと感じる割合が高くなっています。また、「意見を表明する権利」の認知度は高校生世代、若者世代ともに低い状況です。市に対する意見表明の手段としては、伝えた意見の取り扱いの透明性や、匿名性の担保が求められており、こども・若者の意見を反映しやすい環境を整備し、その意見を市政に反映させていく仕組みづくりが重要となります。

(2) 若者の多様なキャリア形成と経済的自立に向けた支援の強化

高校生世代と比較して若者世代（18～39歳）は生活全般の満足度や暮らし向き（物質的な生活水準）が低く、将来への経済的な不安を抱えていることがうかがえます。若者が社会で自立し、安定した生活基盤を築けるよう、学齢期から青年期への移行を切れ目なく支援し、多様なキャリア形成や経済的自立に向けた支援を強化する必要があります。

(3) 結婚の希望をかなえる支援の充実

本市の婚姻件数は近年減少傾向にあり、アンケート調査では、若者世代（18～39歳）の未婚者のうち、結婚の意向はあるものの「今は難しい」と考えている人が最も多くなっています。その理由として「経済的な不安」と「適切な相手に出会えない」が大きな障壁となっていることが示されています。こうした結婚を希望する若者がその希望をかなえられるよう、経済的支援の充実や出会いの機会の創出への対応が求められています。

(4) こども・若者の自己肯定感を育み、社会とつながる居場所づくり

高校生世代・若者世代ともに、自身の部屋や家庭が主に居心地の良い場所と感じていることがわかります。

一方で、年齢を重ねるにつれて孤独を感じる人の割合が増加する傾向がみられ、地域社会とのつながりが希薄になる可能性がうかがえます。すべてのこども・若者が、家庭や学校・職場以外の多様な人や社会とつながりを持ち、自己肯定感を育むことができるよう、地域の中に安心できる多様な居場所づくりを推進する必要があります。

(5) 若者の心身の健康増進とウェルビーイングの確保

ひきこもり傾向となるきっかけとして、若者世代（18～39歳）では「病気になったこと」が挙げられており、心身の健康が社会との関わりに大きく影響することが示唆されています。そのため、こども・若者が健やかな心身を育み、充実した社会生活を送れるよう、専門機関と連携した相談体制の強化や、気軽に相談できる環境の整備、病気の早期発見できる取組が重要となります。

(6) 困難を有するこども・若者への包括的支援

本市では、年少人口が減少する一方で、ひきこもり傾向にある若者が一定数存在し、その多くが長期にわたり社会との接点を失っている現状がみられます。

ひきこもり傾向の若者は、孤独感や自己肯定感・自己効力感が低く、将来への希望を持ちにくいなど、複合的な課題を抱えています。そのため、不登校やニート、ひきこもりといった困難を抱えるこども・若者一人ひとりの状況に応じた居場所づくり、学習支援、社会参加・就労支援などの包括的な支援体制を構築する必要があります。

第3章

これから目指す計画

第3章 これから目指す計画

1 基本理念

「未来へつなぐ こどもが笑顔で育つふるさと なとり」

近年、結婚観や生活様式の変化に伴い、子育て家庭においては、仕事と家庭の両立やこどもの育児に対する負担感や不安、さらには孤立感の増大が指摘されています。一方で、こども自身も成長や発達の過程において多様な課題に直面しており、こどもが健やかに成長できる環境を社会全体で包括的に整備・推進していくことが求められています。

本市では、こどもの成長を支える取組を進め、安心して子育てができる環境を整備するとともに、地域に暮らすすべてのこどもとその家庭が、常に笑顔で安心して暮らすことができるよう努めます。これまでの基本理念を継承しつつ、地域全体でこどもの健やかな成長とその喜びを分かち合えるまちづくりを推進してまいります。



2 基本目標

基本目標1 地域における子育て支援

- こどもと子育て家庭等のニーズを踏まえ、幼児教育・保育事業や地域子育て支援拠点事業、子育て相談の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支えるまちづくりを目指します。

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- 結婚、妊娠、出産、子育てに対する不安や負担軽減となるよう、妊娠、出産に関する正しい知識を普及し、産前産後のサポートから、母子の健康、その後の子育てへの支援に至るまで、関係機関が連携して切れ目ない支援を推進します。

基本目標3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- こどもが自ら学び育つ力を十分に養い、健やかに成長できるよう、家庭、学校、地域の連携を深め、多様な体験学習の機会の拡大、教育環境の整備を推進します。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

- 子育てを安心して行うため、道路や公園、子連れで過ごしやすい場所などで、安全・安心で快適に過ごすことができるよう、生活環境の整備を図ります。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立支援

- 働きながらこどもを育てるすべての家庭を支えるため、幼児期の教育・保育や放課後児童クラブ（学童保育）の充実をはじめ、子育てと仕事の両立に役立つ広報の充実など、子育て家庭が気兼ねなく安心して子育てできる環境づくりを推進します。

基本目標6 こども等の安全の確保

- こどもが地域でのびのび暮らし、親子が安心して外出、移動できるよう、市や警察、教育機関等が連携して、こどもの安全確保を推進します。

基本目標7 困難を有するこどもやその家族への支援

- 何らかの事情で困難を抱えるこどもや家庭が、地域で悩み・孤立することがないよう個々の事情に寄り添った支援の充実を図ります。また、こどもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されずに、心身ともに健やかに成長できるよう、気づきや見守り、相談などに加え学びや暮らしを支える貧困対策を推進します。

基本目標8 こども・若者の自立と社会参加の促進

- こどもや若者が、その成長段階に応じた多様な機会を得て、社会の一員として自立し、主体的に社会に参加し、活躍できる環境づくりを推進します。



3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性	誕生前・乳幼児期	学齢期・思春期	成人期
未来へつなぐ 子どもが笑顔で育つ こと なとり	基本目標1 地域における子育て支援	1 地域における子育て支援の充実	●	●	●
		2 幼児教育・保育事業の充実	●		●
		3 子育て支援のネットワークづくり	●	●	●
		4 こどもの健全育成	●	●	●
	基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	●	●	
		2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	●	●	●
		3 「食育」の推進	●	●	
		4 小児医療の充実	●	●	●
	基本目標3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 次代の親の育成	●	●	●
		2 こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	●	●	●
		3 家庭や地域の教育力の向上	●	●	●
		4 こどもを取り巻く有害環境対策の推進		●	
	基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	1 安全・安心な生活環境の整備	●	●	●
	基本目標5 職業生活と家庭生活との両立支援	1 職業生活と家庭生活の両立の推進		●	●
	基本目標6 子ども等の安全の確保	1 こどもの交通安全を確保するための活動の推進	●	●	
		2 こどもを犯罪等から守るための活動の推進	●	●	●
		3 被害に遭ったこどもの保護	●	●	
	基本目標7 困難を有する子どもやその家族への支援	1 児童虐待防止対策の充実	●	●	●
		2 ひとり親家庭の自立支援の推進	●	●	●
		3 障がい児施策の充実	●	●	●
		4 こどもの貧困対策の充実	●	●	●
	基本目標8 子ども・若者の自立と社会参加の促進 (子ども・若者計画)	1 子ども・若者の意見表明と社会参画の推進			●
		2 青年期に向けたキャリア形成支援			●
		3 安心して生活・結婚できる環境支援			●
		4 子ども・若者の支援体制の整備			●
		5 若者の健康支援の充実	●	●	●

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標 1 地域における子育て支援

施策の方向 1 地域における子育て支援の充実 **重点施策**

- すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、地域子育て支援拠点となる地域子育て支援センターにおいて子育て家庭の交流や育児相談等、多様なニーズに応じた支援を充実します。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
1-1-1 【重点】 ◎	利用者支援事業 (基本型・特定型・こども家庭センター型)	こども支援課	P.73
1-1-2 【重点】 ◎	地域子育て支援拠点事業	こども支援課	P.73
1-1-3 ◎	子育て世帯訪問支援事業 (育児ヘルプサービス事業)	保健センター	P.73
1-1-4	児童発達支援センター運営費補助事業	社会福祉課	P.73
1-1-5 ◎	病児保育事業	こども支援課	P.74
1-1-6 【重点】 ◎	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	こども支援課	P.74
1-1-7	放課後等デイサービス事業	社会福祉課	P.74

(◎は地域子ども・子育て支援事業、「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
1-1-8 ◎	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	こども支援課	P.74
1-1-9 新規	屋内遊戯施設の運営	こども支援課	P.74
1-1-10 新規	なとりっこすくハピ応援事業	こども支援課	P.74
1-1-11 新規	冒険遊び場づくり事業	なとりの魅力創生課	—

(◎は地域子ども・子育て支援事業)

施策の方向 2 幼児教育・保育事業の充実 **重点施策**

- 一人ひとりの個性を尊重した質の高い教育・保育の提供体制の充実を図るため、発達段階に応じた質の高い教育・保育事業及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組を進めます。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
1-2-1 【重点】	認可保育所の運営	こども支援課	P.74
1-2-2 【重点】	地域型保育事業	こども支援課	P.75
1-2-3 【重点】	認定こども園の運営	こども支援課	P.75
1-2-4	乳児保育事業	こども支援課	P.75
1-2-5 【重点】	障がい児保育事業	こども支援課	P.75
1-2-6	児童発達支援事業	社会福祉課	P.75

(◎は地域子ども・子育て支援事業、「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
1-2-7	保育所等訪問支援事業	社会福祉課	P.75
1-2-8	休日保育事業	こども支援課	P.75
1-2-9 【重点】	保育士研修事業	こども支援課	P.75
1-2-10 【重点】 ◎	一時預かり事業 (預かり保育事業)	こども支援課	P.75
1-2-11 【重点】 ◎	時間外保育事業 (延長保育事業)	こども支援課	P.76
1-2-12 ◎	実費徴収に係る補足給付を行う事業	こども支援課	P.76
1-2-13 【重点】 ◎	多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業	こども支援課	P.76
1-2-14	保育所地域活動事業	こども支援課	P.76
1-2-15	認可外保育施設への支援	こども支援課	P.76
1-2-16 【重点】	事業所内保育施設への支援	こども支援課	P.76
1-2-17	幼児教育・保育の無償化	こども支援課	P.76
1-2-18	副食費の一部助成	こども支援課	P.76
1-2-19 ◎ 新規	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	こども支援課	P.76
1-2-20	保育所施設整備事業	こども支援課	P.76
1-2-21 新規	医療的ケア児保育事業	こども支援課	P.77
1-2-22 新規	医療的ケア児支援協議会	社会福祉課	P.77

(◎は地域子ども・子育て支援事業、「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

施策の方向 3 子育て支援のネットワークづくり

- 地域全体で子育て家庭を見守り・支援していく環境づくりのため、地域、保育所、幼稚園、学校、子育て支援拠点等の関係機関との連携を強化するとともに、子育てに関する情報提供の充実を図ります。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
1-3-1	子ども・子育て会議	こども支援課	P.77
1-3-2	子育て支援に関する情報提供の充実	こども支援課	P.77
1-3-3 新規	子ども食堂実施団体への補助	こども支援課	P.77

(◎は地域子ども・子育て支援事業、「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)



施策の方向 4 こどもの健全育成 **重点施策**

- こどもの安全・安心な居場所を確保するため、児童センター等の施設整備を行うとともに、地域資源を活用し、様々な体験や交流機会の提供を行います。
- また、こどもが非行や犯罪等に巻き込まれないよう、民生委員・児童委員や関係団体、地域のボランティア等との連携を強化します。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
1-4-1 1-1-6 再掲 【重点】 ◎	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	こども支援課	P.78
1-4-2 【重点】	児童センターの運営	こども支援課	P.78
1-4-3 【重点】	児童センター施設整備事業	こども支援課	P.78
1-4-4	こどもの居場所づくり	生涯学習課	P.78
1-4-5	地域活動クラブの支援	こども支援課	P.78
1-4-6	子ども祭りの開催	こども支援課	P.78
1-4-7	図書館の活用	生涯学習課	P.78
1-4-8	青少年健全育成事業の推進及び団体の育成	生涯学習課	P.78
1-4-9	市民総合スポーツ祭	文化・スポーツ課	P.79
1-4-10	スポーツ大会・スポーツ教室の開催	文化・スポーツ課	P.79

(◎は地域子ども・子育て支援事業、「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
1-4-11	スポーツ少年団の育成	文化・スポーツ課	P.79
1-4-12	学校施設の開放	文化・スポーツ課	P.79
1-4-13	ジュニアリーダーの育成	生涯学習課	P.79
1-4-14	民生委員・児童委員、主任児童委員による支援	社会福祉課	P.79
1-4-15	社会を明るくする運動	社会福祉課	P.79
1-4-16	家庭児童相談	こども支援課	P.79
1-4-17	青少年相談員	生涯学習課	P.79
1-4-18 1-3-3 再掲 新規	子ども食堂実施団体への補助	こども支援課	P.79

(「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

施策の方向 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 **重点施策**

- 安心して子どもを生み育て、子どもたちが健やかに成長・発達できるよう、保健・医療・福祉・教育など各分野と連携し、切れ目ない支援を行うとともに、地域全体で子どもの健やかな成長を見守る環境づくりを推進します。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
2-1-1 【重点】 ◎	妊婦等包括相談支援事業	保健センター	P.80
2-1-2	母子健康手帳交付	保健センター	P.80
2-1-3 【重点】 ◎	妊婦一般健康診査	保健センター	P.80
2-1-4 【重点】	マタニティ相談	保健センター	P.80
2-1-5	妊婦歯科健康診査事業	保健センター	P.80
2-1-6 ◎	乳児家庭全戸訪問事業	保健センター	P.80
2-1-7	2か月・8～9か月児健康診査 (医療機関委託)	保健センター	P.80
2-1-8 【重点】	3か月児健康診査	保健センター	P.81
2-1-9 【重点】	7か月児相談	保健センター	P.81

(◎は地域子ども・子育て支援事業、「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
2-1-10 【重点】	幼児健康診査	保健センター	P.81
2-1-11	乳幼児家庭訪問	保健センター	P.81
2-1-12	発達支援事業 (ことばの相談室)	保健センター	P.81
2-1-13	発達支援事業 (幼児発達相談)	保健センター	P.81
2-1-14 1-1-4 再掲	児童発達支援センター運営費補助事業	社会福祉課	P.81
2-1-15 1-2-6 再掲	児童発達支援事業	社会福祉課	P.81
2-1-16	こどもの事故防止啓発	保健センター	P.81
2-1-17	予防接種の実施	保健センター	P.81
2-1-18	むし歯予防事業	保健センター	P.81
2-1-19	産婦健康診査事業	保健センター	P.82
2-1-20 ◎	産後ケア事業	保健センター	P.82
2-1-21 新規	新生児聴覚検査	保健センター	P.82

(◎は地域子ども・子育て支援事業、「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

施策の方向 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

- こどもが自ら心身の健康に関心を持ち、健やかに成長していけるよう、発達段階に応じた性教育や生命の尊さ等に関する正しい知識を学ぶ機会の充実に図り、学童期・思春期の心身の変化に伴う様々な悩みや不安を軽減します。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
2-2-1	歯科健康教育事業	保健センター	P. 82
2-2-2	メンタル相談	保健センター	P. 82
2-2-3	性に関する教育	学校教育課	P. 82
2-2-4	薬物に関する教育	学校教育課	P. 82
2-2-5	母子手帳アプリ事業	保健センター	P. 82

(「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

施策の方向 3 「食育」の推進

- 乳幼児期から望ましい食習慣を身につけることができるよう、こどもの成長に応じた食育指導や親子で参加する調理実習等を通して、食に関する正しい知識の普及と望ましい食習慣の定着を促進します。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
2-3-1	乳幼児健診を活用しての食育指導	保健センター	P.83

(「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
2-3-2	離乳食セミナー	保健センター	P.83
2-3-3	キッズの食事サポート相談会	保健センター	P.83
2-3-4	保育所での食や栄養についての指導	こども支援課	P.83
2-3-5	学童のおやつづくり	こども支援課	P.83
2-3-6	食や栄養についての指導	学校教育課	P.83
2-3-7	出張！ベジキッズセミナー	保健センター	P.83

(「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

施策の方向4 小児医療の充実

- こどもの健全な発達と健康を確保し、子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、医療費の助成を継続します。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
2-4-1	医療費助成 (子ども医療費助成)	こども支援課	P.84
2-4-2	医療費助成 (母子・父子家庭医療費助成)	こども支援課	P.84
2-4-3	小児救急医療における近隣市、関係機関との連携	保健センター	P.84
2-4-4	障害者医療費助成	社会福祉課	P.84
2-4-5	育成医療	社会福祉課	P.84

(「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

基本目標 3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策の方向 1 次代の親の育成

- 次代を担うこどもたちが、こどもを生み育てることの意義を理解し、男女が協力して家庭を築くことの大切さを理解できるよう、学習機会の提供や保育所、児童センター等で乳幼児とふれあう機会を充実します。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
3-1-1	家庭生活における男女共同参画の啓発・促進	市民協働課	P.85
3-1-2	世代間交流	こども支援課	P. 85
3-1-3	家庭教育支援	生涯学習課	P. 85

(「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)



施策の方向 2 こどもの生きる力の育成に向けた 学校の教育環境等の整備

- こどもが自ら学び、自ら考える力を育成していくため、家庭、地域、学校等が連携・協力し、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。
- また、いじめや不登校等の様々な問題に対応するため、専門家による相談体制の強化を図ります。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
3-2-1	指導主事学校訪問	学校教育課	P.86
3-2-2	外国語指導助手（ALT）の招致事業	学校教育課	P.86
3-2-3	子ども読書活動の推進	生涯学習課	P.86
3-2-4	小学校への文化芸術教育支援事業	文化・スポーツ課	P.86
3-2-5	体験学習の推進	学校教育課	P.86
3-2-6	スクールカウンセラー活用事業 （生徒相談事業）	学校教育課	P.86
3-2-7	不登校生徒への指導員の定期的な訪問	学校教育課	P.86
3-2-8	特別支援教育の充実	学校教育課	P.86
3-2-9	各公民館の生涯学習の提供	生涯学習課	P.87
3-2-10	学校評議員制の運用	学校教育課	P.87

（「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号）

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
3-2-11	教育用コンピュータの整備	学校教育課	P.87
3-2-12	学校施設整備事業	教育総務課	P.87
3-2-13	教職員研修事業	学校教育課	P.87
3-2-14	学校給食の無償化	政策企画課 学校教育課	P.87
3-2-15	子どもの心のケアハウス 「はなもも教室」	学校教育課	P.87

(「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

施策の方向 3 家庭や地域の教育力の向上

- こどもたちを地域全体で育てていく力を高めるため、様々な学習機会を提供するPTAや団体等と連携・協力し、家庭や地域の教育力を高める取組を推進します。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
3-3-1	公民館の活用	生涯学習課	P.88
3-3-2	中学生海外派遣事業	なとりの魅力創生課	P.88
3-3-3	海の子山の子交歓会	生涯学習課	P.88
3-3-4	ジュニアリーダー研修会	生涯学習課	P.88

(「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
3-3-5	インリーダー・子ども会育成者合同研修会	生涯学習課	P.88
3-3-6	姉妹都市新宮市児童生徒招待事業	なとりの魅力創生課	P.88
3-3-7	地域学校協働活動	生涯学習課	P.88
3-3-8	こどもファンド事業	市民協働課	P.88

(「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

施策の方向4 こどもを取り巻く有害環境対策の推進

- スマートフォンの普及等により、こどもたちのインターネットを利用する機会が増えたことに伴い、有害サイトを通じた犯罪やいじめなどが問題となっていることを踏まえ、こどもたち自身が必要な知識を身につけ、適切な利用ができるよう、普及活動や環境づくりに努めます。
- また、有害環境等からこどもを守るため、学校の授業において情報モラルに関する教育を推進します。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
3-4-1	教育用コンピュータへのフィルタリングの設定	学校教育課	P.89
3-4-2	情報モラル教育	学校教育課	P.89
3-4-3	各種メディア依存の弊害の啓発活動	学校教育課 生涯学習課	P.89
3-4-4	フィルタリング等の普及啓発活動	生涯学習課	P.89

(「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

施策の方向 1 安全・安心な生活環境の整備

- こどもと子育て家庭が安全で安心な生活が送れるよう、公園や通学路等の整備や交通安全・防犯のための街路灯の設置など、安心して外出できる環境づくりを推進します。
- 誰もが気軽に情報を入手・活用できるよう、公園マップを市のホームページに掲載し、情報提供を行います。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
4-1-1	公園・緑地の整備	都市計画課 こども支援課	P.90
4-1-2	公園マップの作成	都市計画課 こども支援課	P.90
4-1-3	通学路の安全確保	教育総務課 防災安全課 土木課	P.90
4-1-4	人にやさしい道づくり (市道の整備)	土木課	P.90
4-1-5	地域の道路の整備	土木課	P.90
4-1-6	通過車輛の制限速度の抑制	防災安全課	P.90
4-1-7	授乳等の場所の提供 (赤ちゃんの駅事業)	こども支援課	P.90
4-1-8	街路灯整備	土木課	P.90

(「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立支援

施策の方向 1 職業生活と家庭生活の両立の推進

- 仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりのため、企業や事業所に対し、育児休業や介護休業等の取得促進や、男性の育児休業取得への取組について情報発信、啓発活動を行います。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
5-1-1	男女共同参画情報紙ハンドインハンド21プラスの発行	市民協働課	P.91
5-1-2	講演会の開催	市民協働課	P.91
5-1-3	仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	商工観光課 市民協働課	P.91
5-1-4	就業支援事業の実施	市民協働課	P.91
5-1-5	就職関係機関との連携	商工観光課	P.91
5-1-6	労働条件改善の啓発	商工観光課	P.91

(「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

基本目標 6 こども等の安全の確保

施策の方向 1 こどもの交通安全を確保するための活動の推進

- こどもたちを交通事故から守るため、学校や地域と連携・協力し、交通安全教室や街頭での交通安全街頭指導等を行います。また、チャイルドシートの正しい着用方法や交通安全に関するパンフレットを配布し、交通安全の普及啓発を図ります。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
6-1-1	交通安全教室の開催	防災安全課 学校教育課 こども支援課	P.92
6-1-2	交通安全街頭指導	防災安全課 学校教育課	P.92
6-1-3	交通安全運動キャンペーン	防災安全課	P.92

(「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

施策の方向 2 こどもを犯罪等から守るための活動の推進

- こどもたちが犯罪等に巻き込まれることがないよう、地域や警察等と連携し防犯意識を高め、地域全体でこどもを見守る体制を強化します。
- また、こどもが自ら防犯対策を身につけることができるよう、安全教育の充実に努めます。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
6-2-1	名取市防犯協議会との連携の強化	防災安全課	P.93

(「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
6-2-2	安全教育の推進	学校教育課 こども支援課	P.93
6-2-3	情報提供の迅速化	学校教育課 こども支援課 生涯学習課 防災安全課	P.93
6-2-4	子ども110番の家の設置	学校教育課	P.93
6-2-5	防犯ブザーの配布	学校教育課	P.93
6-2-6	「子どもを見守る隊」等防犯団体の組織化	学校教育課	P.93
6-2-7	不審者についての情報共有	学校教育課	P.93

(「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

施策の方向 3 被害に遭ったこどもの保護

- いじめや児童虐待、犯罪等により被害に遭ったこどもの立ち直りを支援するため、スクールカウンセラーを活用し、こどもへのカウンセリングや保護者に対する助言等、きめ細かな相談体制の充実を図ります。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
6-3-1 3-2-6 再掲	スクールカウンセラー活用事業 (生徒相談事業)	学校教育課	P.94
6-3-2	要保護児童対策地域協議会	こども支援課	P.94

(「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

基本目標 7 困難を有する子どもやその家族への支援

施策の方向 1 児童虐待防止対策の充実

- 虐待の早期発見・早期対応、適切な支援につなげるため、地域の関係機関との連携を強化し、見守り体制を推進します。
- また、健康診査や健康相談等を通じて、虐待の早期発見に努めます。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
7-1-1	虐待に関する相談の充実	こども支援課	P.95
7-1-2	虐待の早期発見と予防	こども支援課 保健センター 学校教育課	P.95
7-1-3 6-3-2 再掲	要保護児童対策地域協議会	こども支援課	P.95
7-1-4 1-4-14 再掲	民生委員・児童委員、主任児童委員による支援	社会福祉課	P.95
7-1-5 ◎	子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業)	こども支援課	P.95
7-1-6 ◎	子育て世帯訪問支援事業(子育て世帯日常生活支援事業)	こども支援課	P.95

(「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

施策の方向 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

- ひとり親家庭が自立し、安心して子育てができるよう、関係機関と連携して個々の実情に沿った適切な支援を行います。
- また、児童扶養手当や相談窓口等の情報提供を行い、支援が必要な家庭の不安や悩みを軽減する取組を推進します。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
7-2-1 2-4-2 再掲	医療費助成 (母子・父子家庭医療費助成)	こども支援課	P.96
7-2-2	児童扶養手当の支給	こども支援課	P.96
7-2-3	ひとり親家庭の親への就業・自立支援	こども支援課	P.96

(「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

施策の方向 3 障がい児施策の充実

- 障がいのあるこどもが、身近な地域で自分らしく健やかに成長できるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、障がいの早期発見・早期対応に努め、関係機関等との連携を図りながら切れ目のない適切なサービスを利用できるよう支援します。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
7-3-1	身体障害者手帳の交付	社会福祉課	P.97
7-3-2	療育手帳の交付	社会福祉課	P.97
7-3-3	心身障害者扶養共済制度	社会福祉課	P.97

(「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
7-3-4	特別児童扶養手当の支給	こども支援課	P.97
7-3-5	障害児福祉手当の支給	社会福祉課	P.97
7-3-6 2-4-4 再掲	障害者医療費助成	社会福祉課	P.97
7-3-7 2-4-5 再掲	育成医療	社会福祉課	P.97
7-3-8	補装具の交付と修理	社会福祉課	P.97
7-3-9	難聴児補聴器購入等助成事業	社会福祉課	P.97
7-3-10	身体障害者等日常生活用具給付等事業	社会福祉課	P.98
7-3-11 1-1-4、 2-1-14 再掲	児童発達支援センター運営費補助事業	社会福祉課	P.98
7-3-12 1-2-6、 2-1-15 再掲	児童発達支援事業	社会福祉課	P.98
7-3-13 1-1-7 再掲	放課後等デイサービス事業	社会福祉課	P.98
7-3-14 1-2-7 再掲	保育所等訪問支援	社会福祉課	P.98
7-3-15	短期入所事業	社会福祉課	P.98
7-3-16 3-2-8 再掲	特別支援教育の充実	学校教育課	P.98
7-3-17 1-2-5 再掲 【重点】	障がい児保育事業	こども支援課	P.98
7-3-18 1-2-22 再掲 新規	医療的ケア児支援協議会	社会福祉課	P.98

(「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

施策の方向 4 こどもの貧困対策の充実

- すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されず、夢や希望を持って成長できるように適切な支援を行い、生活が困難な状況にある家庭が、安定した生活を送れるよう経済的負担の軽減や相談体制を強化します。

実施事業

事業No.	事業	担当課	事業概要の参照
7-4-1 1-2-17 再掲	幼児教育・保育の無償化	こども支援課	P.99
7-4-2 1-2-12 再掲 ◎	実費徴収に係る補足給付を行う事業	こども支援課	P.99
7-4-3 7-2-2 再掲	児童扶養手当の支給	こども支援課	P.99
7-4-4 1-2-18 再掲	副食費の一部助成	こども支援課	P.99
7-4-5 新規	就学援助制度・特別支援教育就学奨励費	学校教育課	P.99
7-4-6 1-3-3、 1-4-18 再掲 新規	子ども食堂実施団体への補助	こども支援課	P.99

(◎は地域子ども・子育て支援事業、「事業概要の参照」は第3期名取市子ども・子育て支援事業計画の掲載ページ番号)

こどもの貧困対策計画の体系

教育の支援

- 児童発達支援センター運営費補助事業（1-1-4、2-1-14、7-3-11）
- 認可保育所の運営 **重点事業**（1-2-1）
- 地域型保育事業 **重点事業**（1-2-2）
- 障がい児保育事業 **重点事業**（1-2-5、7-3-17）
- 児童発達支援事業（1-2-6、2-1-15、7-3-12）
- 幼児教育・保育の無償化（1-2-17、7-4-1）
- 不登校生徒への指導員の定期的な訪問（3-2-7）
- スクールカウンセラー活用事業（生徒相談事業）（3-2-6、6-3-1）
- 特別支援教育の充実（3-2-8、7-3-16）
- 学校給食の無償化（3-2-14）
- 子どもの心のケアハウス「はなもも教室」（3-2-15）
- 就学援助制度・特別支援教育就学奨励費（7-4-5）
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） **重点事業**（1-1-6、1-4-1）

生活の安定に 資するための 支援

- 利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型） **重点事業**（1-1-1）
- 妊婦等包括相談支援事業 **重点事業**（2-1-1）
- 地域子育て支援拠点事業 **重点事業**（1-1-2）
- こども食堂実施団体への補助（1-3-3、1-4-18、7-4-6）
- こどもの居場所づくり（1-4-4）
- マタニティ相談 **重点事業**（2-1-4）
- 乳児家庭全戸訪問事業（2-1-6）
- 乳幼児家庭訪問（2-1-11）
- 産後ケア事業（2-1-20）
- 子育て世帯訪問支援事業（子育て世帯日常生活支援事業）（7-1-6）
- 子育て世帯訪問支援事業（育児ヘルプサービス事業）（1-1-3）
- 子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業）（7-1-5）

保護者に対する 就労の支援

- 就業支援事業の実施（5-1-4）
- ひとり親家庭の親への就業・自立支援（7-2-3）

経済的支援

- 実費徴収に係る補足給付を行う事業（1-2-12、7-4-2）
- 副食費の一部助成（1-2-18、7-4-4）
- 医療費助成（子ども医療費助成）（2-4-1）
- 医療費助成（母子・父子家庭医療費助成）（2-4-2、7-2-1）
- 児童扶養手当の支給（7-2-2、7-4-3）
- 特別児童扶養手当の支給（7-3-4）
- 障害児福祉手当の支給（7-3-5）
- 障害者医療費助成（2-4-4、7-3-6）
- 育成医療（2-4-5、7-3-7）

基本目標 8 こども・若者の自立と社会参加の促進

不登校やひきこもり、就労に至っていない若者等の困難を有するこども・若者への支援を行うとともに、思春期（13～17歳）及び成人期（18～39歳）を対象として、その自立及び社会参加の促進を図ることを目的に、基本目標8における施策及び事業を子ども・若者育成支援推進法第9条に定める「子ども・若者計画」として位置づけます。

施策の方向 1 こども・若者の意見表明と社会参画の推進

- こども・若者が自らの意見を表明し、地域社会の形成に主体的に参画できる機会を創出するとともに、多様な経験を通じて社会の一員としての自覚と能力を育む環境を整備します。

実施事業

事業No.	事業	事業の内容	担当課
8-1-1	市民協働提案事業 (学生提案型まちづくり事業)	学生団体が主体となって行政課題の解決、地域課題の解決、特色ある地域づくり、地域活性化を目的として協働のまちづくりに取り組む。	市民協働課
8-1-2 1-4-8再掲	青少年健全育成事業の推進及び団体の育成	第3期名取市子ども・子育て支援事業計画 P.78	生涯学習課
8-1-3 1-4-11再掲	スポーツ少年団の育成	第3期名取市子ども・子育て支援事業計画 P.79	文化・スポーツ課
8-1-4 1-4-13再掲	ジュニアリーダーの育成	第3期名取市子ども・子育て支援事業計画 P.79	生涯学習課

施策の方向 2 青年期に向けたキャリア形成支援

- 学齢期から思春期、青年期にかけて、こども・若者が自身の進路や将来を主体的に選択し、社会で自立した生活を送るための知識、技能、機会を提供し、切れ目のない支援体制を構築します。

実施事業

事業No.	事業	事業の内容	担当課
8-2-1	未成年者への消費者教育	未成年者の消費者トラブル防止のための消費者教育、啓発活動を行う。	市民協働課
8-2-2	訓練系・就労系 障害福祉サービス (自立支援給付)	障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な支援を提供する公的なサービス。 自立訓練： 自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持向上に必要な訓練を行う。 就労選択支援： 本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援を行う。 就労移行支援： 一般就労を希望する人に、一定期間、必要な知識や能力の向上に必要な訓練を行う。 就労継続支援： 一般就労が困難な人に就労の機会を提供しつつ、能力等向上に必要な訓練を行う。 雇用型と非雇用型に分かれる。 就労定着支援： 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。	社会福祉課
8-2-3 3-2-4再掲	小学校への文化芸術教育支援事業	第3期名取市子ども・子育て支援事業計画 P.86	文化・スポーツ課
8-2-4 3-2-5再掲	体験学習の推進	第3期名取市子ども・子育て支援事業計画 P.86	学校教育課
8-2-5 3-3-2再掲	中学生海外派遣事業	第3期名取市子ども・子育て支援事業計画 P.88	なとりの魅力創生課

事業No.	事業	事業の内容	担当課
8-2-6 3-3-3再掲	海の子山の子交歓会	第3期名取市子ども・子育て支援事業計画 P.88	生涯学習課
8-2-7 3-3-4再掲	ジュニアリーダー 研修会	第3期名取市子ども・子育て支援事業計画 P.88	生涯学習課
8-2-8 3-3-5再掲	インリーダー・子ども 会育成者合同研 修会	第3期名取市子ども・子育て支援事業計画 P.88	生涯学習課
8-2-9 3-3-6再掲	姉妹都市新宮市児 童生徒招待事業	第3期名取市子ども・子育て支援事業計画 P.88	なとりの魅力創生課
8-2-10 3-3-7再掲	地域学校協働活動	第3期名取市子ども・子育て支援事業計画 P.88	生涯学習課
8-2-11 3-3-8再掲	こどもファンド事 業	第3期名取市子ども・子育て支援事業計画 P.88	市民協働課



施策の方向 3 安心して生活・結婚できる環境支援

- 結婚を希望する若者に対する出会いの場の創出の補助や、新婚世帯に対する住居・仕事・子育て等の新生活支援について、情報提供や関連制度の案内を通じて結婚への希望の実現と、安定した生活基盤の確立を支援します。

実施事業

事業No.	事業	事業の内容	担当課
8-3-1	みやぎ結婚支援センター入会登録料補助金	結婚を希望する独身男女の新たな出会いの場を創出するため、AI(人工知能)を利用したマッチング等を行っている「みやぎ結婚支援センター(みやマリ!)」への入会登録料の一部を補助する。	なとりの魅力創生課
8-3-2	移住支援金	東京23区に在住または、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 ※一部地域を除く)在住で、23区内に通勤する方が名取市に移住し、対象求人へ就業する等の一定の要件を満たす場合に、移住支援金を支給する。	なとりの魅力創生課
8-3-3	なとりマイホーム応援補助金	名取市外からの移住を促進し、名取市で永く生活を送っていただくため、市が指定する特定エリアに令和5年(2023年)4月1日以降、新たに住宅を購入した方に補助金を交付する。	なとりの魅力創生課
8-3-4	なとり若者定着奨学金返還支援事業補助金	若者の定住促進及び地域産業を支える優れた人材の確保を目的とし、要件に該当する方へ奨学金返還に対する補助金を交付する。	なとりの魅力創生課
8-3-5	子育て世代に必要な消費生活に関する知識や情報の提供	名取市図書館で開催している0歳児とその家族向けの「ピヨピヨおはなしタイム」に子育て世代に向けた消費生活に関する啓発活動を行う。	市民協働課
8-3-6 5-1-3再掲	仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	第3期名取市子ども・子育て支援事業計画P.91	商工観光課 市民協働課

施策の方向4 こども・若者の支援体制の整備

- 長期不登校やひきこもり、ニート等の困難を抱えるこども・若者に対し、居場所づくりやカウンセリング、学習支援、社会参加・就労支援を行います。
- 進学や就職、結婚や妊娠など、ライフイベントによって社会参画の機会が阻害されることのないよう、総合的な支援を提供します。

実施事業

事業No.	事業	事業の内容	担当課
8-4-1	生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのあるものに対し、生活保護の受給に至ることがないよう、自立を支援するため生活全般に対する相談支援を提供。	社会福祉課
8-4-2	基幹相談支援センター事業	障がいのある18歳以上の方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように各種相談や情報提供などの支援を総合的に行う。(市社会福祉協議会へ委託)	社会福祉課
8-4-3 6-3-1再掲 3-2-6再掲	スクールカウンセラー活用事業 (生徒相談事業)	第3期名取市子ども・子育て支援事業計画 P.94	学校教育課
8-4-4 6-3-2再掲	要保護児童対策地域協議会	第3期名取市子ども・子育て支援事業計画 P.94	こども支援課

施策の方向 5 若者の健康支援の充実

- こども・若者が健やかな心身を育み、充実した社会生活を送れるよう、精神的な健康支援を強化し、こども・若者のウェルビーイングの向上を目指します。

実施事業

事業No.	事業	事業の内容	担当課
8-5-1	健康診査 (25～39歳)	健康診査(問診、診察、血液検査、血圧・身長・体重・腹囲測定、尿検査)	保健センター
8-5-2	骨粗鬆症検診 (30歳・35歳)	超音波検査による骨密度測定	保健センター
8-5-3	子宮頸がん検診 (20歳以上)	子宮頸がん検診(問診、視診、内診、細胞診)	保健センター
8-5-4	乳がん検診 (30歳以上)	乳がん検診(問診・超音波)	保健センター
8-5-5	歯周病検診 (20歳・30歳)	指定医療機関にて、問診、歯周組織検査、 歯科保健指導	保健センター
8-5-6	早期介入保健指導 事業(25～39歳)	若年肥満、非肥満型糖尿病予備群者への 保健指導	保健センター
8-5-7	重症化予防事業 (25～39歳)	糖尿病性腎症、受診勧奨レベルの方への 保健指導	保健センター
8-5-8	チャレンジなとり ～減塩ベジ活350～	減塩と野菜摂取の普及啓発	保健センター
8-5-9	子ども・若者の自殺 危機対応チーム事業	こども・若者の自死を未然に防ぐため、支 援の専門性が必要な場合、県へ要請を行 い、専門家チーム(児童精神科医師、公認 心理師など)から、専門的助言を受けなが ら、切れ目のない包括的な支援を実施。	保健センター



第5章

子ども・子育て支援の事業展開

第5章 子ども・子育て支援の事業展開

令和7年度（2025年度）を初年度とする5年間の幼児教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等については、第3期名取市子ども・子育て支援事業計画「第5章 子ども・子育て支援の事業展開」（P.102～）をご覧ください。

No.	対象事業	事業の概要
1	利用者支援事業	<p>子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。</p> <p>◆基本型◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の集約・提供、相談、利用支援、保育所等の利用に当たっての助言・支援を行います。 ・利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行います。 <p>◆こども家庭センター型◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応を行います。
2	妊婦等包括相談支援事業	<p>妊婦やその配偶者等に対して、妊娠・出産の時期に面談等を実施することで、妊娠期から子育て期まで必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。</p>
3	地域子育て支援拠点事業	<p>公共施設や保育所、児童センター等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。</p>
4	妊婦健康診査	<p>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、母子の健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。</p>
5	乳児家庭全戸訪問事業	<p>生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。社会的な支援により子育て家庭の孤立を防ぎ、産後うつ等による虐待リスクを把握して、未然に防ぐねらいがあります。</p>
6	産後ケア事業	<p>産後のお母さんの身体的・精神的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、保健指導などを行う事業で、訪問型、通所型、宿泊型でケアを受けることができます。</p>

※ 対象年齢欄に記載している年齢は、年度開始時点のもの

No.	対象事業	事業の概要
7	養育支援訪問事業	<p>養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。</p> <p>要保護児童等に対する支援に資する事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。</p>
8	子育て世帯訪問支援事業	<p>家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭にヘルパーを派遣し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業です。</p>
9	子育て短期支援事業	<p>保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、里親や児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。</p>
10	一時預かり事業 （預かり保育事業）	<p>◆幼稚園における在園児を対象とした一時預かり◆ こども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園等で、一時的にこどもの保育が困難になった場合や、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに教育標準時間を超えて教育を行う事業です。</p> <p>◆一時預かり（幼稚園型以外）◆ 家庭で保育を行っている家庭において一時的にこどもの保育が困難になった場合に、保育所等で預かり、必要な保護を行う事業です。</p> <p>一時預かり事業（一般型）は、保育所で行う一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のうち病児、緊急対応強化事業を除く就学前児童を対象とする部分、トワイライトステイ事業の3事業です。</p>
11	時間外保育事業 （延長保育事業）	<p>通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。</p>
12	病児・病後児保育事業	<p>下記に分類されます。本市は病後児対応型を実施しています。</p> <p>◆病児対応型◆ 保育が必要な児童が病気の回復期に至らなく、当面の症状の急変が認められない場合に病院等の専用スペース等で一時的に保育する事業です。</p> <p>◆病後児対応型◆ 保育が必要な児童が病気の回復期で、集団保育が困難な期間に、当該児童を保育所等の専用スペース等で一時的に保育する事業です。</p> <p>◆体調不良児対応型◆ 看護師を配置し、児童が保育中に体調不良となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的、保健的な対応等を図る事業です。</p> <p>◆子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）◆ ファミリー・サポート・センター事業の協力会員が病気やケガ等で体調不良のこどもを自宅等で預かる事業です。</p>

※ 対象年齢欄に記載している年齢は、年度開始時点のもの

No.	対象事業	事業の概要
13	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童(留守家庭児童)に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。 本市では就労支援等のためすべての放課後児童クラブの実施時間を19時まで延長しています。 また、利用が必要な児童を受け入れるため、施設の拡張、事業の拡大・充実に努め、柔軟に対応しています。
14	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	地域において育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員となり、子育てを相互援助する会員組織事業です。
15	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	0歳6か月から満3歳までの保育施設等に通園していない児童を対象に、保護者の就労の有無に関わらず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。他の児童と関わったり、園の先生とふれあい遊びや集団遊び等、年齢に合った遊びが経験できる事業です。 また、保育士や幼稚園教諭に子育てに関する疑問や悩みも相談できます。
16	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の幼児教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。令和元年度(2019年度)から幼児教育・保育無償化の実施に合わせ、年収が360万円未満相当の世帯のこどもと所得に関わらず第3子以降のこどもの副食費の一部を助成しています。
17	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	多様な主体が参入することを促進するための事業は、新規参入事業者への支援を行い、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

※ 対象年齢欄に記載している年齢は、年度開始時点のもの



第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 各主体の役割

基本理念の実現に向けて、本計画を着実に推進するためには、保護者をはじめとして地域、幼児教育・保育施設、学校、企業、行政などがそれぞれの立場に応じた役割を担い、互いに連携していくことが求められます。

◎ 保護者の役割

子育てにおいては、保護者が性別に関わらず主体となり、家庭はもとより、地域の中で、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域に参画し、地域の子育て支援を連携して担う役割を果たしていくことが重要です。PTA活動や保護者会などの活動をはじめ、家庭、地域、学校、幼児教育・保育施設等こどもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中でこどもを育てることが必要です。

◎ 地域の役割

地域及び社会全体が、こどもの健やかな成長を願い、子育ての中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じる事ができ、そして未来の社会を創り、担う存在であるすべてのこどもが大切に守られ、健やかに成長できるような社会、すなわち「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが求められます。

◎ 幼児教育・保育施設の役割

幼児教育・保育施設においては、地域におけるこども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。また、施設が地域に開かれ、地域とともにあることや、保護者のみならず、地域の人々もこどもの活動支援や見守りに参加することが、こどもの健やかな育ちにとって重要です。

◎ 企業の役割

事業主においては、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業制度や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等、子育て中または、こどもを持つことを考える労働者にとって、職業生活と家庭生活との両立を無理なく図ることができる雇用環境の整備を行うことが求められます。

◎ 行政の役割

法に基づく子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業については、市町村が、幼児期の学校教育・保育及び地域のこども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、こどもの育ちに関する理念及び子育てに関する理念とこども・子育て支援の意義を踏まえ、こどもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施することが求められています。



2 計画の推進について

◎ 計画の推進体制と方策

計画の推進にあたっては、現在進行中の第3期子ども・子育て支援事業計画も相互参照し、学識経験者や子育て関係団体、事業者、市民の代表などによる子ども・子育て会議に意見を求めながら、市民や事業者と行政が協働で取組みます。

◎ こども・子育て支援事業債の活用

こども・子育て支援事業債については、地方公共団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、令和6年度（2024年度）に創設されました。

本計画における、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）の推進にあたっては、第3期名取市子ども・子育て支援事業計画と個別の施設計画を相互に参照しながら、計画に基づき実施します。

3 計画の達成状況及び評価について

◎ 計画の評価の仕組み

本計画の推進にあたっては、名取市子ども・子育て会議において、毎年度計画に位置づけた各事業の実施状況について点検及び評価を行います。

事業の進捗状況や成果・課題を整理し、評価結果を踏まえて必要な改善を図ることで、計画の着実な推進に努めます。

また、庁内関係各課が連携し、事業の実施状況を共有するとともに、より効果的な取組となるよう、中間年度にあたる令和9年度（2027年度）を目途として、これまでの取組の成果や社会情勢の変化を踏まえ計画全体の見直しを実施し、実態に即した施策の推進を図ります。

なお、見直しの内容については、市民に公表し、透明性の高い計画運営に努めます。

資料編

資料編

資料 1 策定経過

開催日・期間	会議等	協議事項等
令和7年3月11日	令和6年度第4回 名取市子ども・子育て 支援事業推進連絡会議	○ 名取市こども計画の策定について ・ 名取市こども計画の概要について ・ アンケート調査票案について
令和7年3月27日	令和6年度第3回 名取市子ども・子育て会議	○ 名取市こども計画の策定について ・ 名取市こども計画の概要について ・ アンケート調査票案について
令和7年7月28日	令和7年度第1回 名取市子ども・子育て 支援事業推進連絡会議	○ 名取市子ども・子育て支援事業計画の進捗について ・ 教育・保育の実施状況について ・ 地域子ども・子育て支援事業の実施状況について ・ 次世代育成支援の施策展開について ○ 名取市こども計画の策定について ・ アンケートの調査結果について ・ 事業の計画掲載について ・ 今後のスケジュールについて
令和7年8月7日	令和7年度第1回 名取市子ども・子育て会議	○ 名取市子ども・子育て支援事業計画の進捗について ・ 教育・保育の実施状況について ・ 地域子ども・子育て支援事業の実施状況について ・ 次世代育成支援の施策展開について ○ 名取市こども計画の策定について ・ アンケートの調査結果について ・ 事業の計画掲載について ・ 今後のスケジュールについて
令和7年10月23日	令和7年度第2回 名取市子ども・子育て 支援事業推進連絡会議	○ 乳児等通園支援事業の量の見込みについて ○ 名取市こども計画の策定について
令和7年11月12日	令和7年度第2回 名取市子ども・子育て会議	○ 乳児等通園支援事業の量の見込みについて ○ 名取市こども計画の策定について
令和8年1月28日	令和7年度第3回 名取市子ども・子育て 支援事業推進連絡会議	○ 名取市こども計画のパブリックコメントの結果について ○ こども計画最終案について
令和8年2月9日	令和7年度第3回 名取市子ども・子育て会議	○ 名取市こども計画のパブリックコメントの結果について ○ こども計画最終案について

資料 2 名取市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 25 日
名取市条例第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条の規定に基づき、名取市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(令 5 条例 18・一部改正)

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議するため、名取市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

- (1) 名取市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 特定乳児等通園支援に関すること。
- (6) 児童福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織等)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
 - (2) 子どもの保護者
 - (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
 - (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) その他市長が特に必要があると認める者
- 2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第 5 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、健康福祉部こども支援課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和 5 年 6 月 28 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3 名取市子ども・子育て会議委員名簿

委嘱期間（令和 7 年 11 月 1 日～令和 10 年 10 月 31 日）

（敬称略）

NO	氏名	所属・職名	選出区分	
			1号委員	2号委員
1	大原 慎	市民（公募）	1号委員	公募による市民
2	大坂 真夢	市民（公募）	1号委員	公募による市民
3	高橋 佳織	下増田児童センター 地域活動クラブスマイル	2号委員	保護者
4	佐久間 絵梨香	公立保育所 親の会	2号委員	保護者
5	谷田 茜	尚綱学院大学附属幼稚園 P T A	2号委員	保護者
6	大内 克浩	名取市父母教師会連合会	3号委員	関係団体推薦者
7	星 香苗	名取市民生委員児童委員協議会	3号委員	関係団体推薦者
8	久米 智美	青少年健全育成市民会議 会長	3号委員	関係団体推薦者
9	武者 千壽	名取市立幼稚園 認可保育園 認定こども園連絡協議会 会長	4号委員	事業従事者
10	阿部 伸昭	社会福祉法人 宮城福祉会	4号委員	事業従事者
11	齋藤 勇介	特定非営利活動法人子育て応援団 ゆうわ 理事長	4号委員	事業従事者
12	小川 ゆみ	特定非営利活動法人子育て支援ARI ママネット 理事長	4号委員	事業従事者
13	前田 有秀	尚綱学院大学 教育部門 教授	5号委員	学識経験者
14	安住 克郎	宮城県子ども総合センター 企画育成班班長	6号委員	関係行政機関職員
15	佐藤 真一	名取市不二が丘小学校長	6号委員	関係行政機関職員

名取市こども計画

令和8年3月 発行

発行 名取市 健康福祉部 こども支援課

〒981-1292

宮城県名取市増田字柳田 80

TEL 022-724-7118 FAX 022-302-3223

ホームページ <https://www.city.natori.miyagi.jp/>



名取市
こども計画

